

土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

千葉県

令和6年4月改正

はじめに

この条例は、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等から発生する土壤汚染を防止するとともに土砂等の不適正な埋立て・盛土・たい積から発生する災害を防止するため、平成9年7月15日に制定し、平成10年1月1日から施行したところですが、その後の情勢から平成15年3月7日に大幅な改正を実施し、平成15年10月1日から施行しています。

また、平成18年4月1日からは、土砂等管理台帳等特定事業の許可に関する書類及び図面等の保存方法が、電磁的記録で保存することができるようになるとともに、平成18年6月1日から定期検査の実施期間が6箇月から4箇月になりました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を実施される皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法等を解説したものです。

条例の主旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壤の汚染や災害の発生の防止に十分留意されるようお願いします。

(参考)
申請先

1 県庁ヤード・残土対策課

担当班	郵便番号 住所	電話番号 FAX	管轄市町村
残土・再生土対策班	260-8667 千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2641 043-224-8811	①埋立面積10,000㎡以上 ②市原市内における3,000㎡以上の埋立 但し、県条例適用除外の市町及び政令市(千葉市)を除く。

2 各地域振興事務所連絡先

事務所名 担当課	郵便番号 住所	電話番号 FAX	管轄市町村 (3,000㎡以上10,000㎡未満)
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	273-8560 船橋市本町1-3-17E1S7F	047-424-8093 047-421-1590	市川市、習志野市、 八千代市、浦安市 (船橋市)
東葛飾 地域振興事務所 地域環境保全課	271-8560 松戸市小根本7	047-361-2119 047-361-4098	松戸市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市 (柏市、野田市)
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	285-8503 佐倉市鍋木仲田町8-1	043-483-1138 043-486-7570	白井市、富里市、酒々井町、 栄町 (成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市)
香取地域振興事務所 地域環境保全課	287-8502 香取市佐原イ92-11	0478-54-7505 0478-52-5529	東庄町 (香取市、神崎町、多古町)
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	289-2504 旭市二1997-1	0479-64-2825 0479-63-9898	(銚子市、旭市、匝瑳市)
山武地域振興事務所 地域環境保全課	283-0006 東金市東新宿1-11	0475-55-3862 0475-55-8312	大網白里市、九十九里町、 横芝光町 (東金市、山武市、芝山町)
長生地域振興事務所 地域環境保全課	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731 0475-26-6733	茂原市、一宮町、睦沢町、 白子町、長柄町、長南町 (長生村)
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	298-0212 大多喜町猿稻14	0470-82-2451 0470-82-4164	いすみ市、御宿町 (勝浦市、大多喜町)
安房地域振興事務所 地域環境保全課	294-0045 館山市北条402-1	0470-22-8711 0470-22-0074	館山市、鴨川市、南房総市 (鋸南町)
君津地域振興事務所 地域環境保全課	292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438-23-2285 0438-23-2287	袖ヶ浦市 (木更津市、君津市、富津市)

※管轄市町村欄()内の市町村は県の残土条例適用除外のため、()内の市町村で特定事業を行う場合は直接該当する()内の市町へ申請することとなる。

目 次

I	土砂等の埋立て等の事業（特定事業）を実施する方への留意事項	1
第一	事業実施にあたって	1
第二	事業について	2
II	土砂等の埋立て等事業の許可申請について	4
第一	土砂等の埋立て等の許可申請概要	4
第二	許可（変更許可を含む。）申請までの流れ	4
第三	「土砂等の埋立て等に関する指導指針」の手続きについて	5
第四	特定事業許可申請書等作成要領	8
1	特定事業許可申請書記載要領	8
*	別紙 地番一覧	13
*	現場責任者選任書	14
*	特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	15
*	特定事業区域外土地使用承諾書	16
*	施工計画書	17～24
*	特定事業許可申請書の必要書類チェック表	25～26
2	特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書記載要領	27
*	別紙 特定事業（一時たい積特定事業）に使用される土砂等の 搬入計画に関する事項	31
*	特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の必要書類チェック表	32
3	特定事業変更許可申請書記載要領	33
4	特定事業譲受け許可申請書記載要領	35
*	特定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表	36
5	特定事業の構造計算について	37
6	施工計画書について	37
III	特定事業の施工（許可後の手続き等）について	39
第一	施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認について	39
第二	特定事業の着手の届出について	39
第三	土砂等の搬入について	39
第四	特定事業の施工管理について	40

第五	定期報告について	・・・・・・・・ 4 1
第六	特定事業の軽微な変更について	・・・・・・・・ 4 2
第七	特定事業の完了について	・・・・・・・・ 4 3
第八	特定事業の廃止、中止について	・・・・・・・・ 4 3
第九	特定事業の終了について	・・・・・・・・ 4 3
第十	特定事業の相続等について	・・・・・・・・ 4 4
参考	別表第二の三号の表中、土砂等の区分について	4 4～4 8
参考	別表第二の四号の擁壁の基準について	4 9～5 2
参考	条例及び規則の改正経緯	5 3～6 2
	千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針	6 3～7 0
IV 条例・規則等		7 1～
第一	条例・規則本文	
第二	規則別表第一 (土砂等の安全基準)	
第三	規則別表第二 (埋立て等の構造基準)	
第四	規則別表第三 (一時たい積特定事業の構造基準)	
第五	規則別表第四 (構造基準の適用除外法令等)	
第六	規則様式等	

規則様式一覧

様式	様式番号	規定条文 (規則)	頁
公共的団体認定申請書	1号様式	3条 2項	122
特定事業区域内土地使用同意書	1号様式の2	3条の2 1項	121
特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書	1号様式の3	3条の2 1項	120
特定事業区域内施工同意書	1号様式の4	3条の2 3項	119
特定事業許可申請書	2号様式	4条 1項	118
欠格要件に該当しないことの誓約書	2号様式の2	4条 2項	112
検査試料採取調書	3号様式	4条 2項	111
地質分析（濃度）結果証明書	4号様式	4条 2項	110
特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書	5号様式	4条 4項	109
特定事業変更許可申請書	6号様式	7条 2項	104
特定事業軽微変更届	7号様式	7条 5項	99
特定事業軽微変更通知書	7号様式の2	7条 5項	94
特定事業着手届	7号様式の3	7条の2	92
土砂等搬入届	8号様式	8条 1項	91
土砂等発生元証明書	9号様式	8条 2項	90
土砂等売渡・譲渡証明書	9号様式の2	8条 5項	89
土砂等管理台帳	9号様式の3	8条の2 1項	88
土砂等管理台帳（一時たい積特定事業用）	9号様式の4	8条の2 3項	87
特定事業状況報告書	10号様式	9条 1項	86
特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書	11号様式	9条 2項	85
特定事業地質等検査報告書	12号様式	12条 1項、2項	84
排水汚染状況測定（濃度）結果証明書	13号様式	12条 1項、2項	83
標識	14号様式	13条 1項	82
特定事業廃止（中止）事前届	15号様式	14条 1項	81
特定事業廃止届	15号様式の2	14条 3項	79
特定事業完了事前届	15号様式の3	15条 1項	78
特定事業完了届	16号様式	15条 3項	76
特定事業終了事前届	16号様式の2	15条の2 1項	75
特定事業終了届	16号様式の3	15条の2 3項	73
特定事業譲受け許可申請書	16号様式の4	15条の3 1項	72
特定事業相続等届	17号様式	16条	67
特定事業相続等通知書	17号様式の2	16条	62
身分証明書	18号様式	17条	61
適用除外申出書	19号様式	18条	60

I 土砂等の埋立て等の事業（特定事業）を実施する方への留意事項

特定事業とは、宅地造成、農地かさ上げ（客土行為を含む。）など土地利用の形態等を問わず、3,000平方メートル以上の区域を土砂等で埋立て等に供する事業（条例第2条）をいい、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可（条例第10条）が必要です。

許可が必要ない造成等であっても、何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない（条例第8条）こととなっています。

第一 事業の実施に当たって

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ることが必要である。

- 1 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市町村教育委員会に確認すること（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請とするが、特定事業を施工するにあたり、この条例以外の許認可等が必要で、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）があるときは県に確認すること。）。
- 2 特定事業を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を市町村又は関東財務局千葉財務事務所に確認すること。
- 3 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）許可については、市町村農業委員会に必要な手続きを確認すること。
- 4 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、各林業事務所に必要な手続きを確認すること。
- 5 事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認すること。
- 6 その他、施行規則第6条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認すること。
- 7 柏市、松戸市、市川市、船橋市、八千代市、成田市、佐倉市、銚子市、

千葉市、木更津市、勝浦市には、宅地造成等規制法の規制区域があるので、この区域内では、造成後が宅地（農地、山林、公共用地（道路、河川等）以外の全て）になる場合は、宅地造成等規制法の許可が必要である。

8 1,000 m²以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であること。

第二 事業について

1 事業区域、対象事業

(1) 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、現場事務所、一時たい積特定事業場の保安地帯等は含まない。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立て等を行う区域が対象となる（たとえ隣接地でも許可対象となる。）。

(2) 特定事業区域が千葉市・銚子市・船橋市・木更津市・成田市・野田市・佐倉市・東金市・旭市・柏市・勝浦市・君津市・富津市・四街道市・八街市・印西市・匝瑳市・香取市・山武市・神崎町・多古町・芝山町・長生村・大多喜町・鋸南町にまたがる場合は、各々の許可も必要である。

(3) 事業規模が、変更により 3,000 m²以上になる場合は、市町村条例による完了等確認を得た後に県条例の許可が必要となる。

(4) ゴルフ場のバンカーに砂を入れる行為（入れ換えを含む。）は、この条例の許可対象外である。

(5) 植栽のために、樹木と一緒に搬入する土砂はこの条例の許可対象外である。

(6) 廃棄物処理場の覆土行為は、この条例の許可対象外である。

2 使用材料等

(1) 特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。

(2) 搬入路の路盤材としての鉦滓や碎石などは、この条例の対象外であるが、事業完了等の際には撤去が必要である。

(3) 第4種建設発生土を石灰処理し粒度・水分等を調整した土砂等は、第3種改良土以上になれば埋立て等は可能である。

しかし、pHが高い場合などがあるので植物の育成障害等について、地主等と相談すること（土地の用途によっては不可の場合あり。）。

また、第4種建設発生土及び泥土については、特定事業場への搬入を禁止する。

(4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位

元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。建設汚泥、燃え殻、ばいじん等の産業廃棄物を中間処理した再生土については、特定事業場への搬入を禁止する。

- (5) 土壌の安全基準に適合する土砂等であっても埋立て等することにより、周辺環境に対して影響の恐れがある油分等を含む（廃棄物ではないこと。）土砂等については、原則として特定事業場への搬入を禁止する。

ただし、物理的処理によって含有量を低減する処理を行った場合については、処理前の発生元証明書及び処理前後の地質分析（濃度）結果並びに処理方法内容書等を添付し、知事が認めた土砂等である場合は、この限りではないものとする。

3 その他

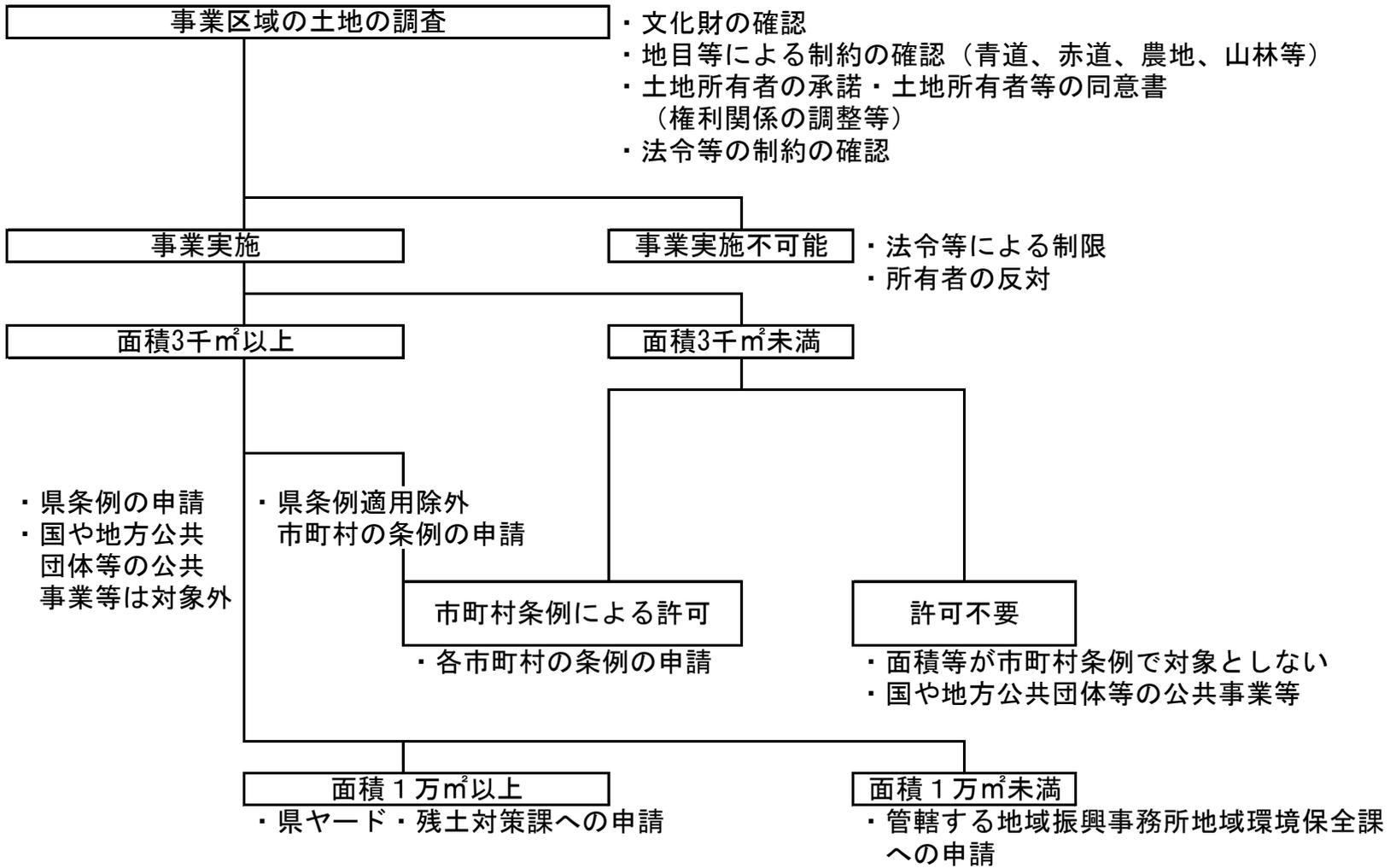
- (1) 特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う）の場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了確認結果通知後とする。
- (2) 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書は、どんなに小規模（小土量）でも、発生場所ごとに必要である。
- (3) 排水の水質検査については、検査依頼機関に、容器、採水量等を十分確認しておくこと。
- (4) 事業の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限が切れてからは認められないので、事業変更許可（事業変更計画を含む。）が必要な場合には、期限が切れる3～6ヶ月程度前から余裕を持って手続きに入ること。
- (5) 申請手数料について

許可申請手数料は、次のとおり。

- ・ 特定事業許可申請手数料
1件につき 48,000円
- ・ 特定事業変更許可申請手数料
1件につき 28,000円
- ・ 特定事業譲受け許可申請手数料
1件につき 28,000円

II 土砂等の埋立て等事業の許可申請について

第一 土砂等の埋立て等の許可申請概要

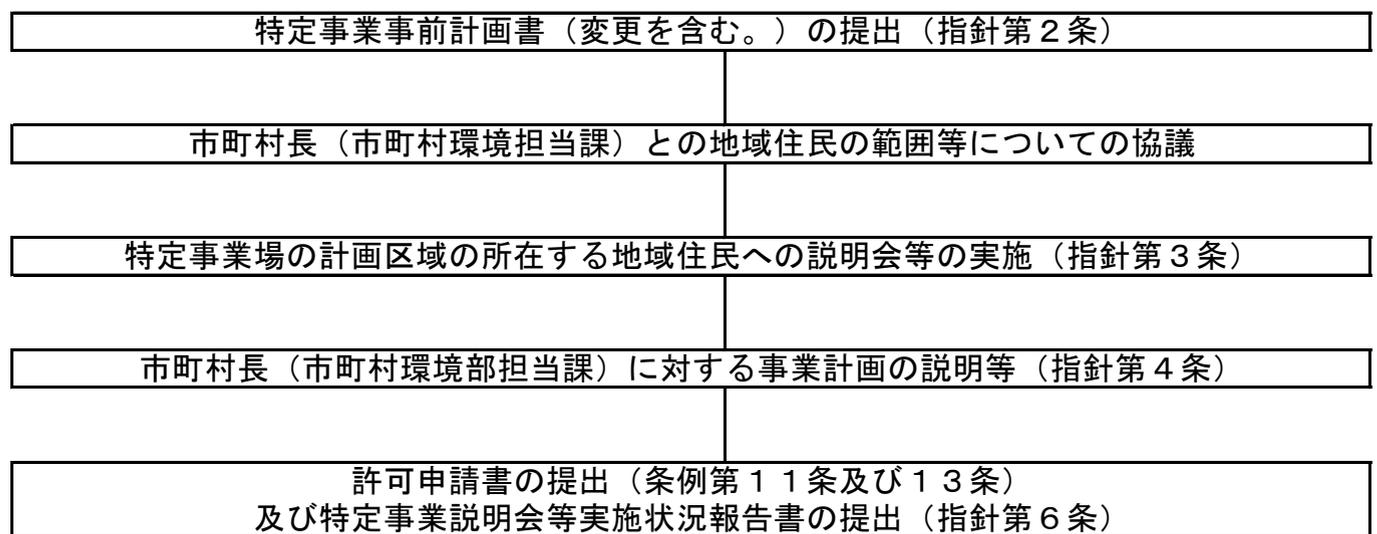


（注）一時的積特定事業許可は県ヤード・残土対策課へ申請

（注）令和5年4月1日現在県条例適用対象外市町村（千葉市・銚子市・船橋市・木更津市・野田市・成田市・佐倉市・東金市・旭市・柏市・勝浦市・君津市・富津市・四街道市・八街市・印西市・匝瑳市・香取市・山武市・神崎町・多古町・芝山町・長生村・大多喜町・鋸南町）

第二 許可（変更許可を含む。）申請までの流れ

条例に基づく特定事業許可申請書を提出する前に指針に基づく手続きが必要です。



*（但し、宅地開発等については、この指針の適用は除外される。）

第三 「土砂等の埋立て等に関する指導指針」の手続きについて

土砂等の埋立て等事業（特定事業）の申請に当たっては、条例に基づく許可申請（変更許可申請を含む。）を行う前に、知事又は地域振興事務所長に対して特定事業事前計画書又は変更計画書を提出するとともに、地域住民に対して計画の概要や環境保全上の留意点についての説明会を開催し、その結果を踏まえて関係市町村長に対して計画の概要や地域住民への説明会開催の報告の説明を行うことが必要です。

1 特定事業事前計画書（指針第1号様式）作成要領

提出部数は正本1通、写し3通の計4部。

（添付書類等については、原則として特定事業許可申請書の添付書類と同様であるため、詳細については特定事業許可申請書等作成要領を参照のこと。）

（1）事業者

特定事業を行う事業者（特定事業の許可申請を行う者）を記載すること。
申請者の実印を押印すること。

（2）特定事業場の位置

特定事業場の代表地番及びほか〇〇筆と記載するとともに地番一覧表を添付すること。（許可申請書の別紙様式）

なお、一覧表には、地目・地積・所有者等の住所氏名を記載すること。

（3）特定事業場及び特定事業区域の面積

実測により測量した面積を記載すること。

（4）事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

計画平面図等設置計画の概要が記載されている書類を添付すること。

（5）特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した搬入される土砂等の量を記載すること。また、土量計算書を添付すること。

（6）特定事業の期間（3年以内とする。）

土砂等の搬入の計画などから特定事業を行う期間を記載のこと。

なお、許可申請等から許可となるまでの期間を考慮に入れて期間を計画すること。

（7）特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業施工前の現況図及び施工後の計画平面図や縦断図を添付すること（縮尺250分の1～500分の1程度のもの）。

（8）指針第3条、第4条に関する開催計画

地域住民への説明会の期日、方法、その範囲及び市町村長への説明の期日、説明方法などの計画(予定)を記載すること。

- (9) 特定事業場の位置図・付近の見取図・公図写し
位置図（1/25,000 程度）、付近の見取図（1/2,500 程度）
見取図には特定事業場付近の住居や公共施設等を明記すること。
- (10) 土砂等の搬入計画（許可申請書の別紙様式）
搬入する予定の土砂等の発生場所・量・搬入期間・搬入時間・性質を記載すること。
搬入予定量は、特定事業事前計画書の計画予定土量とおおむね合致すること。また、土砂等の搬入についての経路図を添付すること。
- (11) 排水関連の書類（その他知事が必要と認める書類）
湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を添付すること。
さらに、沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。
なお、関係する法令の適用及び申請状況など計画の概要等について聴取します。

2 市町村長との住民範囲等についての協議

特定事業事前計画書の提出後は、当該特定事業場の計画区域の所在する市町村（必要に応じて特定事業場、流末、搬入路などが隣接する市町村も含む。）の担当課（環境部門等）と説明会を実施する地域住民の範囲や方法等について協議すること。

3 地域住民に対する説明会の実施

市町村と協議を行った範囲の住民について実施することとし、また、区長等の地域の代表とその開催方法等について協議すること。

特定事業計画の内容について十分に周知し理解に努めるとともに、地域の環境保全上の留意点について具体的に協議し、住民からの質問や意見要望等について事業計画に反映すること。

4 市町村長に対する説明の実施

特定事業の計画概要や地域の環境保全上の留意点について、特定事業場の計画区域を管轄する市町村（必要に応じて特定事業場、流末、搬入路などが隣接する市町村も含む。）への説明を実施すること。

当該市町村の担当課等の指示を受けて概要等を説明するとともに地域住民への説明会の結果について報告を行うこと。なお、必要に応じて知事へ提出した特定事業事前計画書等の書類を持参すること。

5 協定の締結

上記3. 4の説明の中で、住民の代表者又は市町村長から協定等の申し出があった場合にはその締結に努めること。

6 特定事業説明会等実施状況報告書の作成

地域住民及び市町村長に対する説明が実施された場合、説明についての内容及び結果を特定事業説明会等実施状況報告書(指針第2号様式)に記載して、許可申請書に添付して提出すること。

記載すべき事項は、説明の日時、方法、説明した範囲、要望や意見及びその回答などについて具体的に記載するとともに、必要に応じて説明に関連する書類等を作成し添付すること。

第四 特定事業許可申請書等作成要領

1 特定事業許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数

ヤード・残土対策課（事業区域が1万㎡以上）に申請する場合には所在市町村数に3を加えた部数。

地域振興事務所地域環境保全課（事業区域が1万㎡未満）に申請する場合には所在市町村数に2を加えた部数。

（いずれの場合も正本は1通で、他は写しで可。）

なお、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村に関係機関数を加えた部数。

- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(1) 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成すること。原則として特定事業許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 特定事業許可申請書（規則第二号様式）

- ①申請者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票（県外の者）（法人にあつては登記事項証明書）を添付すること。また、申請者の印鑑登録証明書（申請者が法人にあつては代表者印の印鑑登録証明書）を添付すること。特定事業許可申請書には実印を押印し、住民票（法人にあつては登記事項証明書）及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。
- ②欠格要件に該当しないことの誓約書（規則第二号様式の二）を添付すること。
- ③法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票（県外の者）を、法定代理人が法人のときは登記事項証明書及び役員住民票（県外の者）を添付すること。
また、申請者に使用人がある場合は、使用人の住民票（県外の者）を添付すること。
- ④申請者が法人の場合は、役員・株主等・使用人の住民票（県外の者）を添

付すること。

- ⑤申請者が個人の場合は、使用人の住民票（県外の者）を添付すること。
- ⑥特定事業場の位置：事業場（埋立て等区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所等を含む。）の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。
なお、申請書には別紙地番一覧を添付すること。
- ⑦特定事業場及び特定事業区域の面積：実測の求積図等を添付すること。
- ⑧現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：1/250～1/500程度で図面を添付すること。
- ⑨現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。
なお、申請書には別紙現場責任者選任書を添付すること。
- ⑩特定事業区域の表土の地質の状況：事業区域の面積に応じて規則第4条第7項の区分に従って採取（採取は5点混合方式で深さは概ね10～30cm程度）、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書（規則第三号様式）、地質分析（濃度）結果証明書（規則第四号様式）を添付すること。
- ⑪特定事業に使用される土砂等の量：搬入する土砂等の量を積算した使用土量計算書（土量変化率を考慮したもの。）を添付すること。別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」の予定量の合計におおむね合致すること。
- ⑫特定事業の期間：特定事業を行う期間（3年以内とする。）を記載すること。特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（特定事業区域外土地使用承諾書・特定事業区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書等）の契約期間の範囲内とすること。
- ⑬特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造：「別表第二」に掲げる構造のとおりとし、施工の前後の構造が判別できる1/250～1/500程度の断面図等とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。
- ⑭特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項：発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての最大日量、搬入期間、搬入時間、及び土砂等の性質（表-1土質区分基準を参考のこと）について、別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」に記載すること。予定量の合計が特定事業に使用される土砂等の量におおむね合致すること。なお、備考欄に当該発生元事業者の連絡先等を記載すること。

⑮特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1/500 程度の平面図に排水溝、排水桝等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。

⑯特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置：1/500 程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ1 m 程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、沈砂池（調整池）、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

(3) 現場責任者であることを証する書面：事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

(4) 特定事業場の位置図

1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(5) 特定事業場付近の見取図

1/2,500 程度で特定事業場の周辺の状況（住居や公共施設等）が判明できるもの。

(6) 搬入経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載すること。

(7) 特定事業場並びに区域の実測平面図・縦断図・横断図

1/250～1/500 程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。縦・横断図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。

また、平面図には特定事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。

(8) 特定事業場の土地の登記事項証明書

特定事業場の土地の登記事項証明書で、申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

(9) 公図の写し

特定事業場及び区域を明示し、特定事業場及び区域並びに隣接地の地番・

地目・地積・所有者等を記入したもの。

また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(10) 特定事業区域外土地使用承諾書・特定事業区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書等

特定事業場並びに区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。

なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

①特定事業場については、別紙特定事業区域外土地使用承諾書（又は同様の内容で既に契約等がなされている場合にはその契約書等及び当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの土地使用承諾書等が必要となる。）。

②特定事業区域については、規則第3条の2による土地所有者の特定事業区域内土地使用同意書（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの区域内土地使用同意書が必要となる。）及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書並びに事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権、賃借権等）の特定事業区域内施工同意書

(11) 構造安定計算書

規則第5条（別表第二）の構造上の基準に基づいて必要に応じて添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(12) 施工計画書（別紙施工計画書様式に下記事項を記載のうえ、関係図面等と併せて添付すること。）

①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。

②使用する機械や資材を記載した書類。

③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。

④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。

⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

(13) 擁壁関係書類

擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。1/20～1/50 程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること（参考条文「宅地造成等規制法施行令」）。

(14) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が別表第四に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針が適用しない都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び同法附則第4項に規定する開発行為並びに、宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第3条に規定する事業については、事前協議書の写しを添付すること。

(15) 特定事業説明会等実施状況報告書

特定事業事前計画書に記載した指針第3条、4条に関する開催計画に基づいて行われた地域住民に対する説明会及び市町村長に対する説明の結果を記載するとともに出席者名簿・議事録・説明資料等添付すること。

また、協定等がある場合には協定書を添付すること。

なお、議事録には説明会に出席した住民の代表者の署名をもらうこと。

(16) 関係許認可等申請書

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

(別紙)

現場責任者選任書

千葉県知事

様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

このことについて、市 字 番 ほか 筆の
特定事業に係る現場責任者として、下記の者を選任しました。

記

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
所属会社名等	(会社名) (住 所)
所属会社における役職等	
連 絡 先 電 話 番 号	(自 宅) (会 社)
備 考	

添付書類：選任に係る契約関係書類

特定事業区域外土地使用承諾書

年 月 日

承諾者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

（土地提供者） は、（特定事業者） に対し、下記のとおり特定事業場に供する土地として提供することを承諾しました。

記

- 1 特定事業者の氏名若しくは名称、住所、法人の代表者の氏名
- 2 特定事業場の所在地
- 3 提供する土地の承諾期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 提供する土地の一覧 合計 平方メートル（公簿）

所在地及び地番	地目	地積	備考

（注）提供する土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

施 工 計 画 書

施工期間 自 許 可 日
至 年 月 日

事業者

1 現場組織表

①事業者名 住 所

氏 名
電 話

②現場施工体制 現場責任者
電 話

現場代理人
電 話

重機責任者
電 話

事務責任者
電 話

③緊急時連絡体制 氏 名
(2名) 電 話

氏 名
電 話

2 特定事業に使用する機械、資材

1) 使用機械

名 称	規 格	数 量	備 考
ブルドーザー	D50		
バックホー	0.7		
土砂運搬車			

2) 使用資材

名 称	規 格	数 量	備 考
垂木	4 m		
小幅度板	4 m		
碎石	40~60		
U字溝	U-300A		
U字溝	U-450		
U字溝	U-240		
U字溝	U-240		
コルゲート管	TDW400H		
コルゲート管	TDW600H		

3 施工方法

準備工

- 1) 工事着工前に特定事業区域・特定事業場区域の確認を行います。
特定事業区域を明確にするために木杭（赤スプレーを塗布）を打ちます。木杭には計画盛土高さがわかるように丁張りを出します。
また、木杭の場所には旗竿を立て位置がわかるようにします。
(図－1)
- 2) 1) の作業後に特定事業区域・特定事業場区域の着工前の現況写真を撮ります。特に、上側、排水路、湧水、赤道等で後日、目視確認ができない部分の現況写真を撮ります。
- 3) 特定事業場に、現場事務所及び標識板を設置します。
- 4) 資材搬入用の搬入路を確保します。施工時には、土砂等が流出しないよう注意をしながら施工します。

県 の 確 認

防災工

- 1) 土砂及び濁水の流出を防止するため、仮調整池（沈砂池）、土堰堤（小堰堤）、防護柵を設置します。
(図－2)
- 2) 上側から排水のための排水施設、湧水などの排水対策施設を設置します。
(図－3)

県 の 確 認

土 工

- 1) 土砂等搬入届を県に提出します。
- 2) 土砂等は下段側から施工します。設計計画のり面の丁張りを設置し、設計計画のり面を確保しながら、施工を行います。
(図－4)
- 3) 現地盤に段切りを行い、盛土土砂が滑らないように施工します。
(図－5)
- 4) 土工事の締め固めはブルドーザーで施工し、1層を30 cm程度で層状に施工し、のり面を確保しながら仕上げます。
*降雨が予想される場合はブルーシート等でのり面を保護し、のり面の崩壊を防ぎます。
- 5) 盛土高は、当初基礎面より垂直高さ5 m（最大）までとします。
垂直高さ5 mごとに小段（いぬばしり）を設け、その幅は1 m以上とします。
また、小段は排水施設を設け、のり面の縦排水施設に接続します。
(図－6)
- 6) のり面緑化工事を行います。
- 7) 一段（高さ：5 m）ごとに確認検査を依頼します。
- 8) 日頃から搬入された土砂の量がわかるような管理台帳を現場事務所におきます。
確認検査時には土砂の量が確認できるような図面を作成します。
(図－7)
- 9) 以上の土工事については、要所ごとに写真撮影を行います。

県 の 確 認

- 1 0) 土工事については以上のことを繰り返します。
- 1 1) 完了届の提出を行い、確認検査を依頼します。

特 定 事 業 の 完 了 検 査

植 樹 工

- 1) 覆土整地を行います。
- 2) のり面緑化工事を行います。
- 3) 植樹工事の提出を行います。

図-1

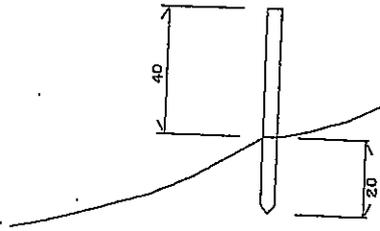


図2-①

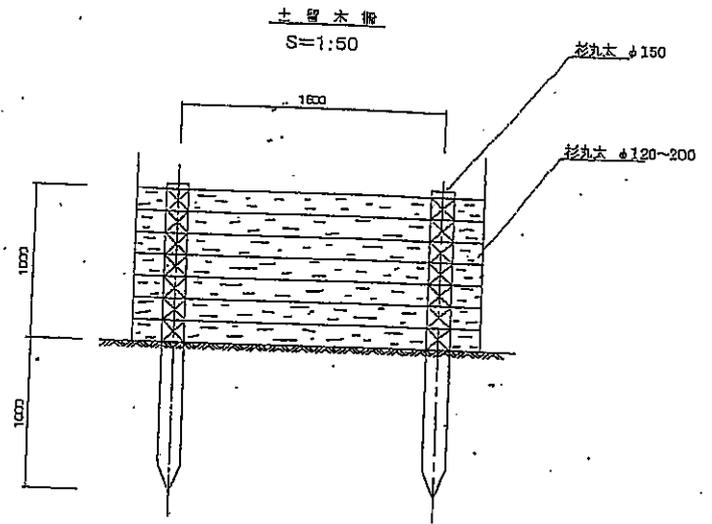


図2-②

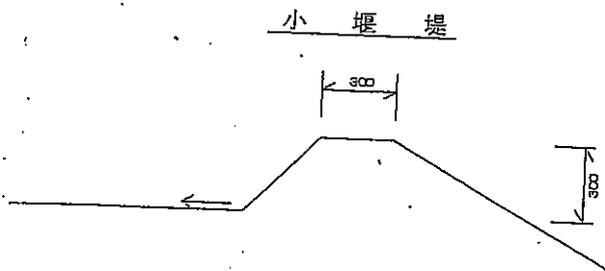


図-3

プレスト管

無孔管 記号 (φ100~φ1,000)
PY

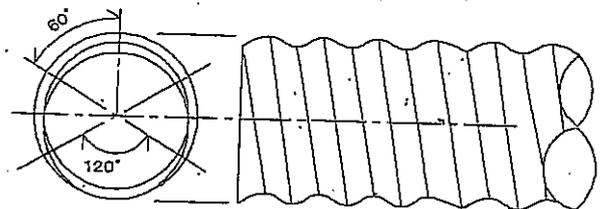


图-4

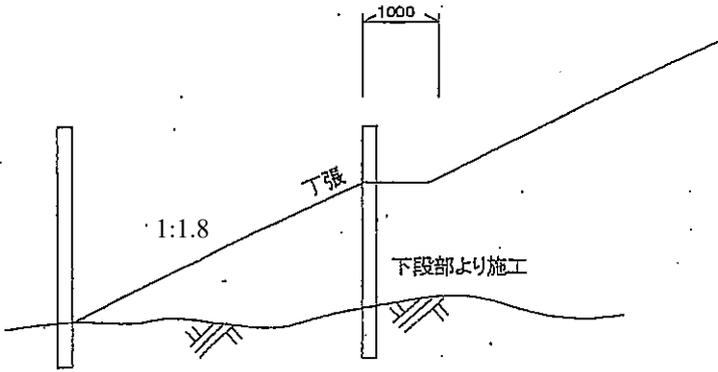


图-5

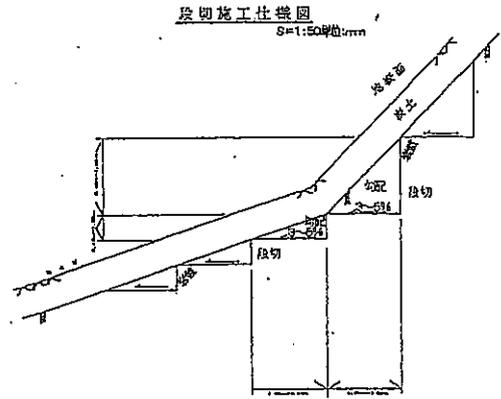


图-6

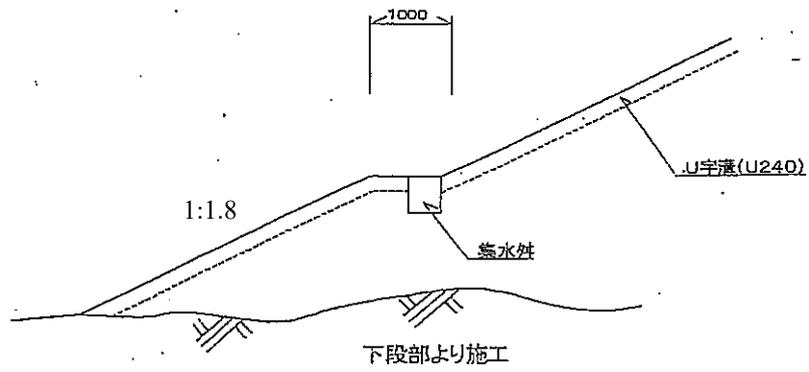
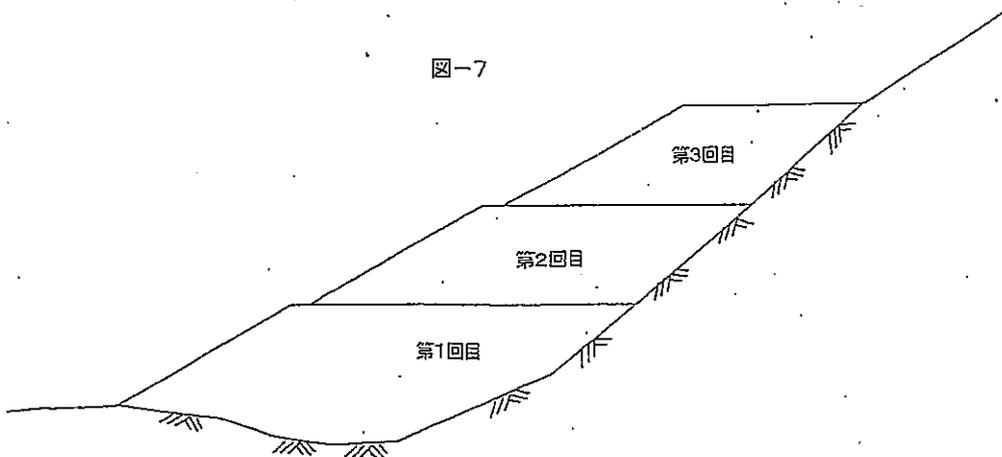
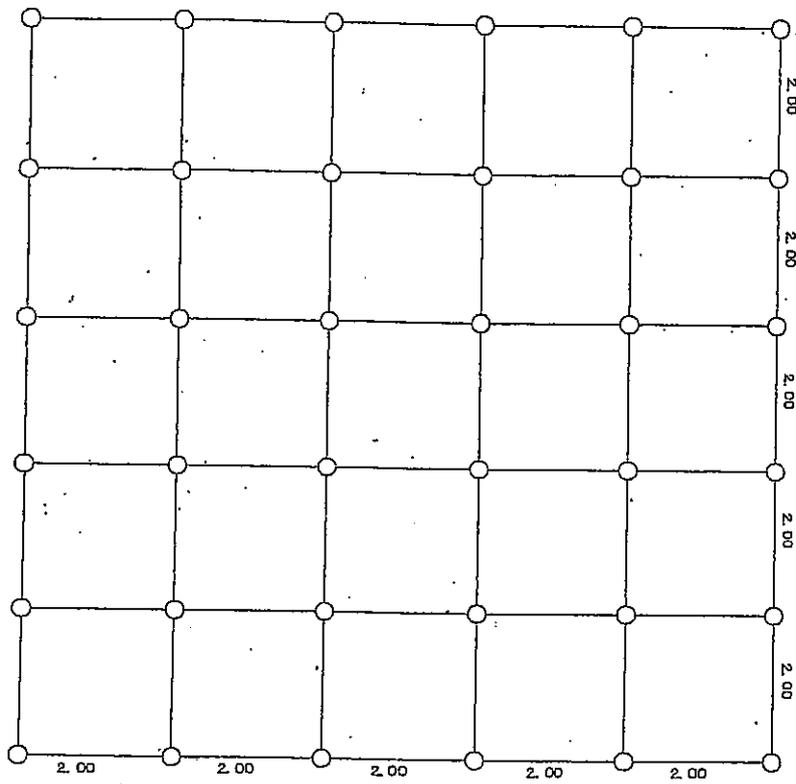


图-7

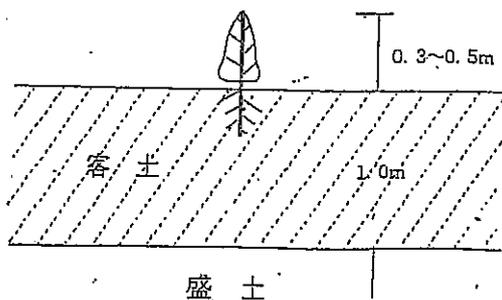


植栽配置図 客土仕様図

造成緑地



S=1:100
単位(m)



樹種	スギ
樹高	0.3~0.5m
本数	2500本/ha

S=1:50

* 特定事業許可申請書の必要書類チェック表

番号	符号	事 項	添付有無
1		目次	
2		特定事業許可申請書	
	①	申請者住民票(県外の者)(又は法人の登記事項証明書) 申請者印鑑登録証明書	
	②	欠格要件に該当しないことの誓約書	
	③	申請者が未成年者の場合 法定代理人の住民票(県外の者)、法定代理人が法人のときは 登記事項証明書及び役員の住民票(県外の者) 使用人の住民票(県外の者)	
	④	申請者が法人の場合 役員・株主等・使用人の住民票(県外の者)	
	⑤	申請者が個人の場合 使用人の住民票(県外の者)	
	⑥	特定事業場地番一覧表	
	⑦	特定事業場求積図 特定事業区域求積図	
	⑧	現場事務所その他特定事業に供する施設についての図面等	
	⑩	表土検査関係書類 (採取地点位置図) (採取地点現場写真) (検査資料採取調書) (地質分析(濃度)結果証明書)	
	⑪	使用土砂等予定量計算書	
	⑬	特定事業が完了した場合の構造図面	
	⑭	特定事業許可申請書別紙(搬入計画等)	
	⑮	排水測定に関する図面等	
	⑯	災害防止措置に関する図面 流量計算書 暗渠又は開渠排水施設等、排水に係る施設又は措置の図面 調整池(沈砂池)等の容量計算書及び構造図面	
3		現場責任者の氏名及び職名(現場責任者選任書)	
	⑨	現場責任者であることを証する書面	
4		特定事業場の位置図	
5		特定事業場付近の見取図	
6		土砂等の搬入経路図	
7		実測平面図 実測縦断面図 実測横断面図	
8		特定事業場並びに区域の土地の登記事項証明書	
9		公図の写し	
10		特定事業土地使用承諾書・土地使用同意書・施工同意書等 事業区域内の土地所有者等の印鑑登録証明書	
11		構造安定計算書	
12		施工計画書	
13		擁壁関係書類	
14		構造基準適用除外書面	
	①	森林法(林地開発)	
	②	都市計画法(開発行為)	
	③	宅地造成規制法	
	④	その他()	
15		特定事業説明会等実施状況報告書	

16	関係許認可等申請書(写)		
	①	農地法(転用許可・届)	
	②	森林法(伐採届)	
	③	林地開発行為等適正化条例(小規模林地開発行為)	
	④	文化財保護法	
	⑤	国土交通建設省所管公共用財産管理規則	
	⑥	その他()	
17	申請の制限		
	①	事業の期間(3年以内)	
	②	第8条第2項(不適合土砂等のおそれ)命令	
	③	第8条第3項3(不適合土砂等の確認)命令	
	④	第23条措置命令の完了の有無	
	⑤	第25条義務違反命令の完了の有無	

2 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出先、部数
申請先はヤード・残土対策課。
部数は、所在市町村数に3を加えた数。（正本は1通で他は写しで可。）
このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数。
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(1) 目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。
原則として、当該目次については特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（規則第五号様式）

- ①申請者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票（県外の者）（法人にあっては登記事項証明書）を添付すること。また、申請者の印鑑登録証明書（申請者が法人にあっては代表者印の印鑑登録証明書）を添付する。
特定事業許可申請書には実印を押印し、住民票（法人にあっては登記事項証明書）及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。
- ②欠格要件に該当しないことの誓約書（規則第二号様式の二）を添付すること。
- ③法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票（県外の者）を、法定代理人が法人のときは登記事項証明書及び役員住民票（県外の者）を添付すること。
また、申請者に使用人がある場合は、使用人の住民票（県外の者）を添付すること。
- ④申請者が法人の場合は、役員・株主等・使用人の住民票（県外の者）を添付すること。
- ⑤申請者が個人の場合は、使用人の住民票（県外の者）を添付すること。
- ⑥特定事業場の位置：事業場（たい積区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所、保安地帯等を含む。）の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。また、申請書には別紙地番一覧を添付すること。
- ⑦特定事業場及び特定事業区域の面積：実測の求積図等を添付すること。

- ⑧現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：1/250～1/500程度で図面を作成し、添付すること。
- ⑨現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。なお、申請書には別紙現場責任者選任書を添付すること。
- ⑩特定事業区域の表土の地質の状況：事業区域の面積に応じて規則第4条第7項の区分に従って採取（採取は5点混合方式で深さは概ね10～30cm程度）、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書（規則第三号様式）、地質分析（濃度）結果証明書（規則第四号様式）を添付すること。
- ⑪遮断構造に関する図面：表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合については、1/250～1/500程度の構造が判明する断面図を添付すること。
- ⑫特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量：年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載するとともに、別紙「特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」の予定量の合計とおおむね合致すること。
- ⑬特定事業の施工期間：特定事業を行う期間を記載すること。特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（特定事業区域外土地使用承諾書・特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書等）の契約期間とすること。
- ⑭特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造：「別表第三」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500程度の平面図及び断面図を添付すること。また、当該特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書を添付すること。
- ⑮特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1/500程度の平面図に排水溝、排水桝等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
- ⑯土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置：1/250程度の平面図及び立面図に、工法等を記載すること。

(3) 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

- (4) 特定事業場の位置図
1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。
- (5) 特定事業場付近の見取図
1/2,500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるもの。
- (6) 特定事業場並びに区域の実測平面図・縦断図・横断図
1/250～1/500 程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判明できるもの。
- (7) 特定事業場の土地の登記事項証明書
特定事業場の土地の登記事項証明書で、申請する日前 3 月以内に発行されたものに限る。
- (8) 公図の写し
特定事業場及び区域を明示し、特定事業場及び区域並びに隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。
また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
- (9) 特定事業区域外土地使用承諾書・特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書等
特定事業場並びに区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。なお、1 筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。
- ① 特定事業場については、別紙特定事業区域外土地使用承諾書（又は同様の内容で既に契約等がなされている場合にはその契約書等及び当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの土地使用承諾書等が必要となる。）。
- ② 特定事業区域については、規則第 3 条の 2 による土地所有者の特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの区域内土地使用同意書が必要となる。）及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書並びに事業の施工の妨げとなる権利者の特定事業区域内施工同意書。

(10) 施工計画書

- ①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。
- ②使用する機械や資材を記載した書類。
- ③搬入路、地盤改良、排水施設、たい積の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。
- ④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。
- ⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

(11) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が別表第四に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

(12) 特定事業説明会等実施状況報告書

特定事業事前計画書に記載した指針第3条、4条に関する開催計画に基づいて行われた地域住民に対する説明会及び市町村長に対する説明の結果を記載するとともに出席者名簿・議事録・説明資料等添付すること。

また、協定等がある場合にはその写しを添付すること。

なお、議事録には説明会に出席した住民の代表者の署名をもらうこと。

(13) 関係許認可等申請書

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

別紙

特定事業(一時たい積特定事業)に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生元事業者名	搬入計画等					搬出計画等			備考
	予定量 m ³	日平均量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	予定量 m ³	日平均量 m ³	搬出先特定事業場等	
			～	～					

注 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第一の区分を記載すること。

* 特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書の必要書類チェック表

番号	符号	事 項	添付有無
1		目次	
2		特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書	
	①	申請者住民票(県外の者)(又は法人の登記事項証明書) 申請者印鑑登録証明書	
	②	欠格要件に該当しないことの誓約書	
	③	申請者が未成年者の場合 法定代理人の住民票(県外の者)、法定代理人が法人のときは登記事項 証明書及び役員の住民票(県外の者) 使用人の住民票(県外の者)	
	④	申請者が法人の場合 役員・株主等・使用人の住民票(県外の者)	
	⑤	申請者が個人の場合 使用人の住民票(県外の者)	
	⑥	特定事業場地番一覧表	
	⑦	特定事業場求積図 特定事業区域求積図	
	⑧	現場事務所その他特定事業に供する施設についての図面	
		表土検査関係書類 (採取地点位置図)	
		(採取地点現場写真)	
		(検査資料採取調書)	
		(地質分析(濃度)結果証明書)	
	⑩	表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合の断面図	
	⑪	使用土砂等の搬入計画書	
	⑫	使用土砂等の予定量計算書	
	⑬	排水測定に関する図面等	
	⑭	土砂等の区分措置に関する図面等	
	⑮	災害防止措置に関する図面	
		流量計算書	
		暗渠又は開渠排水施設等、排水に係る施設又は措置の図面	
		調整池(沈砂池)等の容量(根拠)計算書及び構造図面	
3		現場責任者の氏名及び職名	
	⑨	現場責任者であることを証する書面(現場責任者選任書)	
4		特定事業場の位置図	
5		特定事業場付近の見取図	
6		実測平面図 実測縦断面図 実測横断面図	
7		特定事業場並びに区域の土地の登記事項証明書	
8		公図の写し	
9		特定事業土地使用承諾書・土地使用同意書・施工同意書等 事業区域内の土地所有者等の印鑑登録証明書	
10		施工計画書	
11		構造基準適用除外書面	
	①	森林法(林地開発)	
	②	都市計画法(開発行為)	
	③	宅造等規制法	
	④	その他()	
12		特定事業説明会等実施状況報告書	
13		関係許認可等申請書(写)	
	①	農地法(転用許可・届)	
	②	森林法(伐採届)	
	③	林地開発行為等適正化条例(小規模林地開発行為)	
	④	文化財保護法	
	⑤	国土交通省所管公共用財産管理規則	
	⑥	その他()	
14		申請の制限	
	①	第8条第2項(不適合土砂等のおそれ)命令	
	②	第8条第3項3(不適合土砂等の確認)命令	
	③	第23条措置命令の完了の有無	
	④	第25条義務違反命令の完了の有無	

3 特定事業変更許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出先、部数

特定事業許可申請書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書に同じ。ただし、変更により区域が10,000㎡を超える申請については、その提出先は県ヤード・残土対策課とし、部数は所在市町村数に3を加えた部数とする。

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数。

(1) 特定事業変更許可申請書（規則第六号様式）各項目の記載要領

変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(2) 添付書類

- ①申請者の住民票及び印鑑登録証明書、申請者が法人のときは登記事項証明書及び代表者印の印鑑登録証明書
住民票及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。
- ②欠格要件に該当しないことの誓約書（規則第二号様式の二）
- ③申請者が未成年者の場合：法定代理人の住民票、法定代理人が法人のときは登記事項証明書及び役員の住民票
また、申請者に使用人がある場合は、使用人の住民票を添付すること。
- ④申請者が法人の場合：役員・株主等・使用人の住民票
- ⑤申請者が個人の場合：使用人の住民票
- ⑥変更に係る書類及び図面並びに位置図
- ⑦現特定事業許可書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可書の写し
- ⑧関係法令等許認可書の写し
- ⑨特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書
なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

* 特定事業区域を拡大する場合の表土の地質検査について

特定事業区域を拡大する申請の場合についての表土の地質検査については、原則として増加する特定事業区域の面積を規則第4条7項の区分に応じて地質検査を行うこと。

* 期間延長及び区域の拡大について

期間延長の変更は1年以内とし、区域拡大の変更は2割以内とする。

4 特定事業譲受け許可申請書記載要領

- ・申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出先、部数
特定事業許可申請書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書に同じ。

(1) 目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。
原則として、当該目次については特定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 特定事業譲受け許可申請書（規則第十六号様式の四）

許可申請において申請を行おうとする事項について、その内容及び理由並びに申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

(3) 添付書類

- ①申請者の住民票の写し（県外の者）（法人にあつては登記事項証明書）及び申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては代表者印の印鑑登録証明書（いずれも申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）
- ②特定事業場の地番一覧表
- ③条例第10条の2の規定による特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業（一時たい積特定事業）土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書
- ④譲受けを証する書面
- ⑤欠格要件に該当しないことの誓約書（規則第二号様式の二）
- ⑥申請者が未成年者の場合：法定代理人の住民票（県外の者）、法定代理人が法人のときは登記事項証明書及び役員住民票（県外の者）
また、申請者に使用人がある場合は、使用人の住民票（県外の者）を添付すること。
- ⑦申請者が法人の場合：役員・株主等・使用人の住民票（県外の者）
- ⑧申請者が個人の場合：使用人の住民票（県外の者）
- ⑨特定事業場の位置図及び付近の見取図
- ⑩その他（現特定事業許可書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可書の写し）

* 特定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表

番号	符号	事 項	添付有無
1		目次	
2		特定事業譲受け許可申請書	
	①	申請者住民票(県外の者)(又は法人の登記事項証明書) 申請者印鑑登録証明書	
	②	特定事業場地番一覧表	
	③	第10条の2第1項同意を得た書面	
	④	譲受けを証する書面	
3	⑤	欠格要件に該当しないことの誓約書	
4	⑥	申請者が未成年者の場合 法定代理人の住民票(県外の者)、法定代理人が法人のときは 登記事項証明書及び役員の住民票(県外の者) 使用人の住民票(県外の者)	
	⑦	申請者が法人の場合 役員・株主等・使用人の住民票(県外の者)	
	⑧	申請者が個人の場合 使用人の住民票(県外の者)	
5		特定事業場の位置図	
6		特定事業場付近の見取図	
7		構造基準適用除外書面	
	①	森林法(林地開発)	
	②	都市計画法(開発行為)	
	③	宅地造成規制法	
	④	その他()	
8		関係許認可等申請書(写)	
	①	農地法(転用許可・届)	
	②	森林法(伐採届)	
	③	林地開発行為等適正化条例(小規模林地開発行為)	
	④	文化財保護法	
	⑤	国土交通建設省所管公共用財産管理規則	
	⑥	その他()	
9		申請の制限	
	①	事業の期間(3年以内)	
	②	第8条第2項(不適合土砂等のおそれ)命令	
	③	第8条第3項3(不適合土砂等の確認)命令	
	④	第23条措置命令の完了の有無	
	⑤	第25条義務違反命令の完了の有無	

5 特定事業の構造計算について

(1) 安定計算について

特定事業の構造について、規則別表第二に基づいて、安定計算を実施する際には、ボーリング調査を実施し、採取した試料により土質試験を行って算定した数値を基に土質定数を決定すること。

また、円弧すべりの安定計算を実施する場合には最低1断面につき2ヶ所のボーリング調査を行うこと。但し、地層の状況が明らかな場合については1ヶ所のボーリングでも可（なお、サウンディング等の調査は必ず実施すること）。

ボーリング調査により軟弱層（圧密層）が確認された場合には、圧密試験を行い、その結果を基に圧密計算を実施し、側方流動に対し安全を確認を行うこと。

(2) 排水施設について

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等排水にかかる施設やその他の有効な排水に係る措置を講ずること。この場合、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

さらに、沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。

6 施工計画書について

(1) 施工計画書の記載方法

①現場組織表

現場責任者及び現場の施工体制及び災害等の緊急時の連絡体制を記載すること。

②特定事業に使用する機械、資材

特定事業に使用する機械（重機等）及び資材について、現場に搬入する時期、種類及び数量を記載すること。

③施工方法

土砂等流出防止等の条例における災害の発生防止の目的に合致した規則別表第二に基づいた施工方法をとることとし、個別の工事ごとの施工方法やその工程などを詳細に記載した書類とすること。具体的には、搬入路、地盤

改良、排水施設、堰堤、法面整形、埋立て等の方法など個別の工事工程ごとにその施設等の設置方法及び施工等を盛り込んだ施工図面及びそれを補足する文言等を記載した書類とすること。

土砂等の埋立て等の方法は、原則として1層を30cm程度で層状に施工し、その都度法面の整形を行う方法とすること。

④工程表

特定事業に係る工事の種別、段階ごとに、災害の発生防止の目的に合致した施工工程としたバーチャートで記載した工程表とすること。

(2) 施工段階ごとの確認

土砂等の流出等による災害の発生を防止する観点から、必要な施工段階において、県職員が立会い確認をするので施工方法、工程表にその旨記載すること。

Ⅲ 特定事業の施工（許可後の手続き等）について

書類の提出先等（提出部数は、正本1部、他は写しで可）

○埋立て事業

◎事業区域1万㎡以上：ヤード・残土対策課

（提出部数は、特定事業場が所在する市町村数に2を加えた部数、
また、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数）

◎事業区域1万㎡未満：管轄する地域振興事務所地域環境保全課

（提出部数は、特定事業場が所在する市町村数に2を加えた部数、
また、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数）

○一時たい積特定事業：ヤード・残土対策課

（提出部数は、特定事業場が所在する市町村数に2を加えた部数、
また、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数）

第一 施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認について

特定事業許可書の交付を受けた事業者は、

- ① 土砂等の搬入を管理するための管理事務所
- ② 特定事業に関することを表示した標識
- ③ 土砂等の搬入路
- ④ 排水を測定するための施設
- ⑤ 特定事業場並びに区域の境界を明示した杭等を設置するとともに、
その他土砂等搬入に必要な工事工程が終了した場合はその旨を連絡し、
県職員の立会いの上確認を受けた後に搬入が可能となる。

第二 特定事業の着手の届出について（条例第14条の2）

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届（規則第七号様式の三）を提出すること。

第三 土砂等の搬入について（条例第15条）

土砂等の搬入を行う前には必ず、土砂等搬入届（規則第八号様式）を提出し、県の確認を受けること。

なお、搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同一の発生場所の場合においても5,000m³毎に作成すること。

◎添付書類

- ① 土砂等発生元証明書（規則第九号様式）
- ② 検査試料採取調書（規則第三号様式）
- ③ 地質分析（濃度）結果証明書（規則第四号様式）
- ④ 土砂等発生場所位置図
- ⑤ 証明書対象区域及び採取位置が確認できる図面（平面図、断面図）
- ⑥ 土砂等の発生場所の現場写真、採取状況写真

◎土砂等搬入届（規則第八号様式）についての留意点

- ① 報告されている土砂等の発生元、量、期間等に変更ある場合：併せて特定事業軽微変更届を提出すること。
- ② 土砂等の搬入予定量：発生元証明書のそれぞれの項目を記載すること。
- ③ 土砂等の搬入期間：当該搬入届で、特定事業場に実際に搬入される土砂等の搬入予定期間を記載すること（発生元の工事の期間等ではないことに注意すること。）。)
- ④ 土砂等の運搬事業者名：土砂等の発生現場から特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者について記載すること。

◎土砂等発生元証明書（規則第九号様式）についての留意点

- ① 土砂等発生元証明書の宛て：土砂等の埋立て等を行う事業者となる（一時たい積特定事業場を経由する場合には一時たい積特定事業者又は埋立て等事業者となる）。
- ② 当該工事に係る土砂等発生総量：当該工事現場より発生する総予定土量を記載し、括弧内に当該発生現場から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- ③ 今回の証明に係る土砂等の量：搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（1度に最高 5,000 m³まで）が記載されていること。
- ④ 発生土砂等運搬契約者名：土砂等の発生現場から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。
- ⑤ 発生土砂等埋立事業者名：特定事業者名及び住所が記載されていること（一時たい積特定事業場を経由する場合にあっては、一時たい積特定事業者と埋立て等事業者の両方を2段書きで記載すること。）。)

第四 特定事業の施工管理について

施工計画書で定めた県職員が確認する工事工程が終了した場合には、事前に連絡の上、県職員の確認を受けること。

第五 定期報告について（条例第16条及び第17条）

特定事業者は特定事業を開始した日（具体的には着手日等）から4月（一時たい積特定事業については3月）毎に、特定事業に使用された土砂等の量及び当該土砂等の地質検査及び当該事業区域以外への排水の水質検査を実施し、報告しなければならない。

また、併せて発生場所ごとの土砂等管理台帳（規則第九号様式の三・四）の写しを報告すること。

- 1 特定事業状況報告書（規則第十号様式）（一時たい積特定事業にあつては規則第十一号様式）報告に係る期間内に搬入（又は搬出）した土砂等の量を発生場所毎に報告すること。

実施済面積・量については、当該期間内に実施されたものを記載するとともに累計を記載すること。また、当該期間に埋立て等した区域及び許可から現在までに埋立て等した区域を明示した図面（平面図及び縦横断図、土量計算書）等を添付すること（報告書の提出期限は4月を経過する日より1週間のため、期限に間に合うよう調整すること。）。

- 2 特定事業地質等検査報告書（規則第十二号様式）

地質検査については区域を3,000㎡毎に区分し、当該区分ごとに土砂等の試料を1検体（採取は5点混合で、深さは可能な限りの深さとす）採取し、分析を実施すること。水質検査については、許可申請時に定めた排水測定地点より1検体採取すること。

なお、試料のサンプリングについては県職員立会いの上実施することとし、当該定期報告の時期が到来した際には、ヤード・残土対策課（又は地域振興事務所地域環境保全課）へ連絡し、日時等調整を行うこと。

- 3 土砂等管理台帳（規則第九号様式の三・四）

① 特定事業場

各項目に記載するとともに当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日あたりの量を記載すること。

② 特定事業（一時たい積特定事業）場

各項目に記載するとともに当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日の量、当該事業区域から搬出された土砂等の一日あたりの量及び搬出先ごとの内訳を記載する

こと。

第六 特定事業の軽微な変更について（条例第13条第1項）

特定事業について規則第7条第1項に定める軽微な変更をした場合は、特定事業軽微変更届（規則第七号様式）により関係書類を添付し、遅滞なく届け出ること。また、同意した土地の所有者にその旨を第七号様式の二により通知し、その写しを添付すること。

- (1) 事業者に関する変更事項：氏名（名称）・住所・法人代表者の氏名
添付書類：住民票（県外の者）・法人の登記事項証明書・会社の定款など
変更内容が明らかな書類等（また、届出等に使用される印鑑が変更となる場合には印鑑登録証明書の添付も必要となる）
 - (2) 現場責任者の氏名及び職名
添付書類：事業者が定めた当該特定事業場における現場責任者であることを証する書面
 - (3) 事業に関する変更事項：特定事業に使用される土砂等の量・発生場所及び期間等の搬入計画・土地所有者等
添付書類：土量変更の理由及び土量計算書・別紙（搬入計画に関する事項）等（採取場所及び搬入計画の変更の際には変更前・変更後の全搬入計画を記載した「特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」を添付すること。）又、土地所有者等の変更については、同意書及び印鑑登録証明書、土地の登記事項証明書等
- *使用される土砂等の量が許可計画量を超える量については、変更許可申請として取り扱うこととなる。
- (4) 事務所の位置、排水測定施設の位置、施工計画書の軽微な変更
添付書類：図面及び写真等
 - (5) 役員、株主等、使用人の変更
添付書類：①許可を受けた者が未成年者で法定代理人が法人の場合＝新たに法人の役員になった者の住民票（県外の者）
②申請者が法人の場合＝新たに役員・株主等・使用人になった者の住民票（県外の者）

③申請者が個人・未成年者の場合＝新たに使用人になった者の住民票（県外の者）

ただし、役員、株主等、使用人の氏名が変更となる場合は、変更届の提出は不要とする。

第七 特定事業の完了について（条例第21条）

(1) 特定事業が完了する2月前の日までに、当該事業が完了するまでの工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業完了事前届（第十五号様式の三）を提出すること。

(2) 特定事業が完了した場合には、遅滞なく完了した形態での平面図、断面図、土量計算書等を添付し、特定事業完了届（第十六号様式）及び事業開始から完了までの特定事業状況報告書を提出すること。

特定事業完了届の提出後は、県の職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

第八 特定事業の廃止、中止について（条例第20条）

(1) 特定事業を施工の途中で廃止又は中止（1月以上1年未満）しようとする場合には、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業廃止（中止）事前届（第十五号様式）を提出すること。

(2) 特定事業を施工の途中で廃止する場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図、土量計算書等を添付し、特定事業廃止届（第十五号様式の二）及び事業開始から廃止までの特定事業状況報告書を提出すること。特定事業廃止届の提出後は、県職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

第九 特定事業の終了について（条例第21条の2）

(1) 特定事業の期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2月前の日までに、当該事業が終了するまでの工程表、平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業終了事前届（第十六号様式の二）を

提出すること。特定事業が終了した場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図、土量計算書等を添付し、特定事業終了届（第十六号様式の三）及び事業開始から終了までの特定事業状況報告書を提出すること。

- (2) 特定事業終了届の提出後は、県職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

第十 特定事業の相続等について（条例第22条）

- (1) 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継する相続、合併又は分割があった場合は、遅滞なく特定事業相続等届（第十七号様式）を、(2)の土地所有者へ通知した写しを添付し提出すること。

添付書類：①相続の場合には、承継を証する書面及び承継者の戸籍謄本、住民票（県外の者）、印鑑登録証明書

②合併又は分割の場合には、承継を証する書面及び承継者の法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書

③土地使用承諾書及び土地使用同意書（印鑑登録証明書を含む）、施工同意書を添付すること。

なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

④承継者が欠格要件に該当しないことの誓約書（規則第二号様式の二）

⑤承継者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票（県外の者）、法定代理人が法人のときは登記事項証明書及び役員の住民票（県外の者）。また、申請者に使用人があるときは、使用人の住民票（県外の者）を添付すること。

⑥承継者が法人の場合は、役員・株主等・使用人の住民票（県外の者）

⑦承継者が個人の場合は、使用人の住民票（県外の者）

⑧事業者が定めた当該特定事業における現場責任者であることを証する書面

- (2) 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者はその旨を第十七号様式の二により、土地所有者へ通知しなければならない。

参考 別表第二の三号の表中、土砂等の区分について

- ・ 条例の別表第二の三号の表中、土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。
- ・ 土砂等の区分欄中『砂、礫、砂質土……』の欄の下「その他」の区分は、建設発生土以外の土砂等で泥土以外のものをいう。
- ・ 第4種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となる
べき事項を定める省令 抜粋 (平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用の促進に関する法律第10条の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第1の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中 略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中 略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

発生土利用基準（平成18年8月10日、国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表-2に示す土質区分判定のための調査方法を標準とする。

以下表まで略

表 - 1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2)、3)、4)	コーン 指数 qc*5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6)、7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) wn (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等に より含水比 が増加する と予想され る場合は、 1ランク下 の区分とす る。 *水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 できる粘性土及びこ れに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘性土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準 ずるもの(第3種建 設発生土を除く))	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第4b種		有機質土	有機質土 {O}	40%~80%程度	
			人工材料	改良土 {I}	—	
	第4種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
泥土*1)、9)	泥土a	200 未満	粘性土	シルト {M}、粘性土 {C}	80%程度以上	
	泥土b		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトrometerで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系(社)地盤工学会と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43厚生省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環産276 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表 - 2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	J I S A 1 2 2 8
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	J G S 0 0 5 1
自然含水比	土の含水比試験方法	J I S A 1 2 0 3
土の粒度	土の粒度試験方法	J I S A 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	J I S A 1 2 0 5

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

参考 別表第二の四号の擁壁の基準について

宅地造成等規制法施行令 関連条文抜粋

(昭和37年政令第16号)

(定義等)

第1条 この政令(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

中略

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 略

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないこ

とを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第2 (第7条関係)

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3 (第7条関係)

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

別表第4 (第8条関係)

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下 端 部 の 厚 さ
第 1 種	岩、岩屑、砂利又は砂 利まじり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートル超え5メートル以下	60センチメートル以上
		第 2 種	真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これら に類するもの	70度を超え75度以下
2メートル超え3メートル以下	70センチメートル以上			
65度を超え70度以下	2メートル以下			45センチメートル以上
	2メートル超え3メートル以下			60センチメートル以上
	3メートル超え4メートル以下			75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下			40センチメートル以上
	2メートル超え3メートル以下			50センチメートル以上
	3メートル超え4メートル以下			65センチメートル以上
	4メートル超え5メートル以下			80センチメートル以上
第 3 種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートル超え5メートル以下	120センチメートル以上

参考 条例及び規則の改正経緯

1 条例改正分

(1) 平成13年千葉県条例第26号 平成13年2月23日公布

平成13年2月23日に商法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、
第22条（相続等）

第1項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その特定事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその特定事業の全部を承継した法人は」に改める。

(2) 平成15年千葉県条例第25号 平成15年3月7日公布

第4章特定事業の規制（第6条～第26条）を第4章特定事業の規制（第6条～第26条、第4章の2特定事業に係る土地所有者の義務（第26条の2・3）に改める。

第2条第2項中「区域内の土壌から」を「区域から発生し、又は」に改め、「場所から」の下に「発生し、又は」を加える。

第3条第2項中に「副次的に得られる」を「発生する」に改める。

第5条第3項を削る。

第6条を市町村の責務から市町村への支援に改める。

地方分権一括法による地方自治法の改正により、「住民の身近な事務についての市町村優先の原則」及び「県と市町村の対等協力関係」が明らかになったことから、現行条例中の「市町村の責務」規定を削除し、県は市町村への技術的な助言や情報の提供等の支援を行う旨に改める。

第7条第2項及び第3項を削り、同条第1項中「土砂等の汚染状態について」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて」に改め、同項を同条とする。

第10条の次に第10条の2（特定事業に係る土地所有者等の同意）を加える。

第10条の2（土地所有者の同意）

埋立て事業の許可の申請にあたって、事業申請者は事業区域内の土地所有者等に対して、事業計画を説明し同意を得なければならないものとする。

特定事業の規制

第11条の2（申請の制限）

埋立て事業の許可の申請にあたっては、「事業の期間が三年を超えて申請することができないこと」並びに「措置命令を受けた者が必要な措置を完了していないときは申請することができないこと」とする規定を新たに加える。

第12条（許可の基準）

措置命令に従わない者などの欠格者には許可をしてはならないことを加える。

また、事業を適切に行うための現場責任者の配置を新たに義務付ける。

第13条（変更の許可等）

変更は許可面積（事業区域）の二割以内の増加、期間にあつては事業許可期間の満了日から一年以内の延長に限定する。

第14条の2（事業の着手の届出）

土砂等の埋立て開始から十日以内の着手の届出を新たに義務付ける。

第16条（土砂等管理台帳の作成等）

発生場所ごとの土砂等の搬入年月日や搬入量、運搬手段、一時たい積の場所等を記載した管理台帳の作成を新たに義務付ける。

第20条・第21条・第21条の2（事業の廃止、完了、終了等）

完了等の検査体制をより確実なものにするため、事業者に対して、あらかじめ完了などのための施工工程等を届け出させる。

第21条の3（譲受け）

届出となっていた承継の内、譲受けについて許可とする。

第24条（許可の取消し等）

許可を受けたのち一年以上引き続き土砂等の埋立てを行っていないときは、許可を取り消すことを加える。

第26条の2（特定事業に係る土地の所有者の義務）

事業地区内の土地所有者に対して、将来の土地利用計画を踏まえて、事業計画を十分確認した上での同意義務を課すとともに、事業施工中の施工事業者との連携、災害発生時の原状回復等の措置及び関係機関への通報義務を新たに課する。

第26条の3（土地所有者に係る土地所有者に対する措置命令）

汚染された土砂等は搬入された場合や崩落等が発生した場合は、新たに施工事業者と同様に、土地所有者に対しても措置命令を行うことができるものとする。

第30条（市町村との関係） 第31条削除

市町村が、その地域の実情に応じて独自に土砂等の埋め立て等に対しする施策を講じた場合には、市町村の申し出により、この条例の規定は当該市町村の区域には適用しないものとする。

その他 第二章土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準 第7条

土砂等の安全基準は、環境基本法第16条第1項に規定する「土壌の汚染に係る環境基準」に準じて、規則で定めることを明示する。

申請手数料の改正

事務に係る申請手数料については、千葉県土採取条例の手数料に準じて定めた経緯があり、当該土採取条例の申請手数料事務所要経費を算出して検討したが、この度の残土条例の改正では更に権利関係における事務量の増大等により、その事務所要経費の上昇を考慮した額となるよう適正化を図る必要があるため改正する。

改正内容

使用料及び手数料条例別表第2

項目	単位	改正後（円）	改正前（円）
特定事業（新規） 許可申請手数料	1件につき	48,000	37,000
特定事業（変更） 許可申請手数料	1件につき	28,000	17,000
特定事業譲受け 許可申請手数料	1件につき	28,000	0

(3) 平成17年千葉県条例第56号 平成17年7月22日公布

第12条（許可の基準）

平成16年12月1日付けの民法の改正（民法の一部を改正する法律）により、第1項第1号ホの文中の「能力」を「行為能力」に改める。

(4) 平成18年千葉県条例第20号 平成18年3月30日公布

第26条（関係書類等の保存）

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）が制定され、民間事業者に紙媒体での保存が義務付けている書類の電子化が可能になったことから、第26条第2項、第3項（2項から3項へ）、第4項を加える。

(5) 平成24年千葉県条例第10号 平成24年3月23日公布

第21条の3第2項第3号（譲受け）

法定代理人が法人の場合の規定を加える。

(6) 平成24年千葉県条例第99号 平成24年12月21日公布

第12条第1項第1号（許可の基準）、第24条（許可の取消し等）、第28条の2（許可等に関する意見聴取）、第28条の3（知事への意見）

許可基準である申請者の欠格要件に、暴力団員等を追加する。

また、これに併せて、許可の取消し等の事由に追加するとともに、第28条の2及び第28条の3の規定を新たに加える。

2 規則改正分

(1) 平成13年千葉県規則第18号 平成13年3月2日公布

埋立ての適正化を図るために監視体制を整備することとしたことから、出先機関の見直しに併せて、支庁県民生活課（現：地域振興事務所地域環境保全課）において、検査、監視等を行い、事業者の利便性等から1万平方メートル未満の許可事務について権限委譲する。

また、公社、公団等の改革により

第3条（公共的団体の範囲）

住宅・都市整備公団、農用地整備公団、森林開発公団、年金福祉事業団、雇用促進事業団、中小企業事業団及び日本国有鉄道清算事業団を都市基盤整備公団、緑資源公団、雇用・能力開発機構、中小企業総合事業団に改正し、年金福祉事業団、日本国有鉄道清算事業団を削除する。

第4条（許可の申請）

特定事業許可申請書及び特定事業変更許可申請書の改正

埋立ての施工に併せた監視を行うため、新たに埋立てを行う手順や工法等を記載した「特定事業施工計画書」の添付を求める。

第10条（地質検査）、第11条（水質検査）

地質検査、水質検査については、完了時のみ県職員の立会いを求めていたが、6ヶ月ごとの定期検査時においても、県職員の立会いを求める。

第18条（書類等の提出）

1万平方メートル以上の監視等の事務を支庁（現：地域振興事務所地域環境保全課）において行うことから、申請書等の提出部数を一部増加する。

中央省庁改革による規定の整備（第11条、別表第一）

- ・「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。
- ・「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素（銅）の量の検定の方法を定める総理府令」中「総理府令」を「省令」に改める。
- ・都市計画法の改正による別表第四の規定の整備を行う。

(2) 平成15年千葉県規則第16号 平成15年3月7日公布

第18条 (条例の規定の適用除外の申出)

平成12年4月の地方分権一括法は、県と市町村の柔軟な役割分担すなわち市町村が独自の視点から自主的な施策を講じることを尊重し、県と協力・連携をより高めることとなっていることから、条例改正に伴い次のとおり加える。

「条例第30条第1項の規定による申出は、同条第2項に規定する条例の規定の適用を除外する日の1月前までに、適用除外申出書（別記第19号様式）を知事に提出して行わなければならない。」とする。

(3) 平成15年千葉県規則第118号 平成15年8月29日公布

第2条 (安全基準)

国の基準を規則に規定し、新たに、ふっ素及びほう素も対象とする。

第3条 (公共的団体の範囲)

特殊法人等整理合理化計画に基づき、特殊法人等の廃止・民営化及び独立行政法人の設立等が行われていることから、緑資源公団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、空港周辺整備機構及び簡易保険福祉事業団を独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構及び日本郵政公社に改める。

(4) 平成16年千葉県規則第19号 平成16年3月23日公布

第3条 (公共的団体の範囲)

特殊法人等整理合理化計画に基づき、特殊法人等の廃止・民営化及び独立行政法人の設立等が行われていることから、都市基盤整備公団、新東京国際空港公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、中小企業総合事業団及び環境事業団を独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構及び中小企業総合事業団に改める。

(5) 平成16年千葉県規則第135号 平成16年6月1日公布

第3条（公共的団体の範囲）

特殊法人等整理合理化計画に基づき、地域振興整備公団を削り、中小企業総合事業団を独立行政法人中小企業基盤整備機構に改める。

(6) 平成17年千葉県規則第25号 平成17年3月7日公布

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則が平成17年3月7日公布されたことから、第4条第2項第1号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」、同項第6号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」、第15条の3第2項第1号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」、規則第1号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」、同第2号様式（裏）及び第5号様式（裏）中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、「の登記簿謄本」を「の登記事項証明書」、同第6号様式（裏）中「登記簿謄本」、同第7号様式及び第16号様式の4（裏）中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(7) 平成17年千葉県規則第167号 平成17年10月25日公布

第3条（公共的団体の範囲）

特殊法人等整理合理化計画に基づき平成17年10月1日付けで日本道路公団等道路関連四公団が廃止され、高速道路株式会社が設立されたことから、日本道路公団及び首都高速道路公団を東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に改める。

(8) 平成18年千葉県規則第60号 平成18年3月31日公布

短期間に相当量の土砂が搬入される実態があることから、適正処理をより推進するため定期検査等を6ヶ月ごとから4ヶ月ごとに実施することとしたことから、

第9条（土砂等の量等の報告）、第10条（地質検査）、第11条（水質検査）、第12条（地質検査等の報告）のそれぞれ6月を4月に改める。

また、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）が制定され、民間事業者に紙媒体での保存が義務付けている書類の電子化が可能になったことから、第8条の2に第7項、第8項の二項を加え、さらに第19条の次に第20条（関係書類等の保存）を加える。

(9) 平成19年千葉県規則第89号 平成19年9月28日公布

郵政民営化法が平成19年10月1日施行され、日本郵政公社が解散したことから、第3条第1項第1号中「、日本郵政公社」を削る。

(10) 平成22年千葉県規則第25号 平成22年3月31日公布

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律が平成20年4月1日施行されたことから、

第3条第1項第1号中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律が平成21年6月3日公布されたことから、

別表第4第11号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に改める。

(11) 平成23年千葉県規則第45号 平成23年3月31日公布

千葉県立自然公園条例及び千葉県自然環境保全条例の一部を改正する条例が平成22年12月24日公布されたことから、

別表第4第22号中「第12条第1項」を「第19条第1項」に改める。

(12) 平成24年千葉県規則第17号 平成24年3月23日公布

第3条第1項第1号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

法定代理人が法人の場合の様式の整備を図る。

(13) 平成25年千葉県規則第19号 平成25年3月8日公布

許可基準である申請者の欠格要件に、暴力団員等を追加することにより、所要の整備及び様式の改正を行う。

また、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」(平成24年千葉県条例第84号)が平成24年12月21日に施行されたことを受け、県へ提出を求めていた「住民票の写し」について、県内に住所を有する者に対しては不要とした。

(14) 平成26年千葉県規則第55号 平成26年9月30日公布

別表第1の1, 1-ジクロロエチレンの項基準値の欄中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改めたほか、同表ふっ素の項測定方法の欄について、所要の規定の整備を行った。

別表第4について、引用法令の改正に伴う所要の規定の整備を行った。

別記第4号様式の基準値の欄について、別表第1の改正に伴う改正を行ったほか、同様式及び別記第13号様式の測定方法の欄について、所要の規定の整備を行った。

(15) 平成29年千葉県規則第21号 平成29年3月31日公布

第3条第1項第1号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

土壌汚染に係る環境基準の一部改正に伴い、別表第1の項目に「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」及び「1,4-ジオキサン」を追加し、第11条に定める水質検査の分析項目に「1,4-ジオキサン」を追加するとともに、これらに伴う様式の改正及び所要の規定の整備を行った。

(16) 平成31年千葉県規則第26号 平成31年3月29日公布

土壌汚染に係る環境基準の一部改正に伴い別表第1のシスー1, 2-ジクロロエチレンの項項目の欄中「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改め、同項測定方法の欄を土壌環境基準と同様に改めた。

併せて、別記第4号様式についても同様の改正を行った。

(17)令和2年千葉県規則第6号 令和2年2月18日公布

土壤汚染に係る環境基準の測定方法の一部改正に伴い、別表第1の測定方法の欄を土壤環境基準と同様に改めた。

併せて、別記第4号様式及び別記第13号様式の測定方法の欄の例示を削除した。

(18)令和2年千葉県規則第53号 令和2年9月25日公布

土壤汚染に係る環境基準の一部改正に伴い別表第1のカドミウムの項基準値の欄中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に改め、同項測定方法の欄を土壤環境基準と同様に改め、トリクロロエチレンの項基準値の欄中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改めた。

併せて、別記第4号様式についても同様の改正を行った。

(19)令和5年千葉県規則第39号 令和5年4月28日公布

宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等規制法の一部改正後の法律）の制定に伴い改正を行った。

構造基準等適用除外対象を、宅地造成及び特定盛土等規制法許可行為へ変更。（別表第4第13号）

(20)令和5年千葉県規則第41号 令和5年5月23日公布

宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等規制法の一部改正後の法律）の制定に伴い改正を行った。

- ・崖面崩壊防止施設を用いる場合の書面添付（第4条）
- ・崖面崩壊防止施設を用いる場合の埋立て等の高さ及びのり面の勾配の基準（別表第2第3号）
- ・崖面崩壊防止施設を用いる場合の構造基準（別表第2第4号）

(21)令和6年千葉県規則第27号 令和6年3月29日公布

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和5年5月26日に公布されたことから、別表第4第3号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針

平成12年3月28日制定

平成15年8月21日改正

平成23年11月1日改正

(目的)

第1条 この指針は、事業者が千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する特定事業を行う場合に、県が事業者に対し必要な指導を行うことにより、土砂等の適正な埋立て等の推進を図ることを目的とする。

(計画書の提出)

第2条 条例に基づく特定事業の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ特定事業事前計画書（別記第1号様式）を、条例第13条第1項の許可の申請にあつては特定事業変更計画書（第1号様式の2）を知事又は地域振興事務所長に提出するものとする。

なお、特定事業事前計画書及び特定事業変更計画書に変更があつた場合については、特定事業事前計画（変更計画）内容変更届（別記第1号様式の3）を知事又は地域振興事務所長に提出するものとする。

2 前項の特定事業事前計画書には、次の各号に掲げる関係書類を添付するものとする。

- 一 特定事業場の位置図（縮尺25,000分の1程度のもの）
- 二 特定事業場の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- 三 特定事業場の公図写し（法務局備え付けによる縮尺のもの）
- 四 特定事業の施工前及び施工後の特定事業場の構造が判別できる平面図及び断面図（縮尺250分の1から500分の1程度のもの）並びに土量計算書
- 五 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書面及び経路図
- 六 第3条に規定する説明会及び第4条に規定する説明に関する計画書
- 七 その他知事が必要と認める書類

3 第1項の特定事業変更計画書には、第2項第1号～第6号に係る部分についての変更に係る部分についてとし、知事が必要と認める書類についてはこの限りでないものとする。

(説明会の開催)

第3条 事業者は、特定事業場の計画区域の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定事業の計画の概要
- 二 地域の環境保全上の留意点

2 事業者は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、事業計画の概要等につ

いて、あらかじめ、地域住民に周知を図るものとする。

3 事業者は、その責めに帰することのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その事業計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。なお、説明会を開催することができない場合には、その事由及び措置等の記録を保存しておくものとする。

(関係市町村長に対する説明)

第4条 事業者は、特定事業の計画区域を管轄する市町村長（残土関係担当課）に対して、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定事業の計画の概要
- 二 地域の環境保全上の留意点
- 三 前条に係るものの実施状況

(協定の締結)

第5条 事業者は、当該事業の計画区域を管轄する市町村長又は第3条第1項に規定する地域住民の代表者から、特定事業の実施に伴う当該地域の環境保全に係る遵守事項について、協定の締結の申し出があった場合は、協定の締結に努めなければならない。

(許可の申請)

第6条 事業者は、許可申請に当たり、第3条に規定する説明会及び第4条に規定する説明の実施状況に関する実施状況報告書（別記第2号様式）を添付する。

また、第3条第3項に規定するものがあつたときは、その記録を添付するものとする。

(報告の聴取)

第7条 知事は、事業者に対し、必要に応じて調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第8条 この指導指針は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条および同法附則第4項に規定する開発行為並びに宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第3条に規定する事業については、適用しない。

ただし、許可申請に際しては、その協議書等を添付するものとする。

附則

この指針は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この指針は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この指針は、平成23年11月1日から施行する。

特定事業事前計画書

年 月 日

千葉県知事 様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 (実測) m ²
	ほか 筆 (詳細は、地番一覧表のとおり)	うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m ³	
	年 月 日～ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造		
指針第3条、第4条に関する開催計画	第3条	第4条

添付書類

特定事業場の位置図、特定事業場の付近の見取図及び公図写し、特定事業の前後の構造が判別できる平面図及び断面図、特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項及び指針第3条、第4条に関する開催計画書

特定事業変更計画書

年 月 日

千葉県知事 様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について変更したいので、千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

	変更後	変更前
変更した 事項の内容		
変更の理由		
指針第3条、 第4条に関する 開催計画	第3条	
	第4条	

添付書類

事業変更に伴う特定事業場の位置図及び見取図並びに公図写し、構造が判別できる平面図及び断面図、土砂等の搬入計画に関する事項及び指針第3条、第4条に関する開催計画書、変更前の許可書写し

特定事業事前計画（変更計画） 内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付けで事前計画（変更計画）した事項について変更が生じたので、千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

	変更後	変更前
変更した 事項の内容		
変更の理由		
指針第3条、 第4条に関する 開催計画	第3条	
	第4条	

添付書類

事業変更に伴う特定事業場の位置図及び見取図並びに公図写し、構造が判別できる平面図及び断面図、土砂等の搬入計画に関する事項及び指針第3条、第4条に関する開催計画書

特定事業説明会等実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第6条の規定により、次のとおり報告します。

地域住民に対する説明会 (3条関係)	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	開催場所 の範囲指 定に係る 市町村の 判断内容	市町村対応者 指定された範囲（地域名）
	出席者の 状況	地域住民 名（うち 名） 説明者
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等について記載すること。 (開催できなかった場合は、対応状況等を記載する。)

関係市町村長に対する 説明（4条関係）	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	出席者の 状況	市町村応対者 説明者
	開催状況	説明概要、市町村からの要望、説明者の回答等について記載すること。

適用除外申出書

年 月 日

千葉県知事

様

申出者

市町村長

印

電話番号

本市（町・村）の区域について、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第30条第1項の規定により、同条例の規定の適用の除外を受けたいので、次のとおり申し出します。

適用の除外を受けようとする区域	市（町・村）の区域
適用を除外する日	年 月 日
本市（町・村）が講じた（講じようとする）土砂等の埋立て等に対する施策の内容	

備考

- 1 土砂等の埋立て等に対する施策の内容が、市町村が定めた条例に基づくものである場合にあっては、当該市町村の条例の公布の日及び施行の日を合わせて記載すること。
- 2 申出書には、市町村が定めた条例その他の土砂等の埋立て等に対する施策の内容を具体的に示す資料を添付すること。

特定事業相続等通知書

年 月 日

土地所有者

様

承継者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた特定事業について、当該許可を受けた者の地位を承継したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条第2項の規定により、通知します。

記

1 承継前の事業者

住所（所在地）：

氏名（名称及び代表者の氏名）：

2 承継年月日

平成 年 月 日

3 承継の理由

(第5面)

届出者が法人である場合

届出者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住 所
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者（いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む）。

(第4面)

届出者が個人である場合

届出者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

届出者が条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

(法人である場合)	
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人 (届出者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

- 注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 承継を証する書面2 届出者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（届出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）3 届出者が条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面4 届出者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）5 届出者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し6 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し7 届出者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し8 現場責任者であることを証する書面
------------------	--

（第1面）

特定事業相続等届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条の許可を受けた者の地位を継承したので、同条例第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
承継前の事業者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
承継年月日	年 月 日
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名及び住所 （法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）	
承継の理由	

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
			割合	
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

申請者が条例第21条の3第4項において準用する条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）2 申請者が条例第21条の3第4項において準用する条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面3 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）4 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し7 特定事業場の位置図及び付近の見取図8 特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書9 現場責任者であることを証する書面10 その他（）
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条の3第2項の規定により、特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）	
譲受けの理由	

特定事業終了届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業を終了したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の搬入計画量 及び搬入実績	搬入計画量： m ³ 搬入実績： m ³
終了した特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	

特定事業完了届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業が完了したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期 間及び完了期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおりに	

特定事業完了事前届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業が完了するので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期 間及び完了予定期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 完了予定期日 年 月 日
完了した場合の特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業が完了するまでの工程・・・・・・別紙のとおり	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特定事業廃止届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業を廃止したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期間 及び廃止の期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日
土砂等の搬入計画量及び 搬入実績	搬入計画量： m ³ 搬入実績： m ³
特定事業区域の構造・・・・別添図面のとおり	

特定事業廃止（中止）事前届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業を廃止（中止）したいので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期間 及び廃止の期日 (中止期間)	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 (中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
特定事業を廃止（中止）した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	
特定事業を廃止（中止）しようとする場合の工程・・・別紙のとおり	
特定事業を廃止（中止）した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添施工図面のとおり	
一時たい積特定事業の特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積 ㎡	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

_____様

発行番号
分析機関名
代表者
所在地
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(検体区分

)

項 目	単 位	測定値	定 量 下 限 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	mg/l			
全 シ ア ン	mg/l			
有 機 磷	mg/l			
鉛	mg/l			
六 価 ク ロ ム	mg/l			
砒 素	mg/l			
総 水 銀	mg/l			
ア ル キ ル 水 銀	mg/l			
P C B	mg/l			
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l			
四 塩 化 炭 素	mg/l			
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			
トリクロロエチレン	mg/l			
テトラクロロエチレン	mg/l			
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			
チ ウ ラ ム	mg/l			
シ マ ジ ン	mg/l			
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/l			
ベ ン ゼ ン	mg/l			
セ レ ン	mg/l			
ふ っ 素	mg/l			
ほ う 素	mg/l			
1, 4-ジオキサン	mg/l			
銅	mg/l			
浮 遊 物 質 量	mg/l			
水 素 度 イ オ ン 濃 度 指 数	—		—	

備 考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地：

特定事業地質等検査報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第17条
第1項の規定により、地質等の検査結果を次のとおり報告します。

特定事業の許可 及び特定事業の 位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
土砂等及び排水の採取場所・・・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析（濃度）結果証明書・・・・・・別添のとおり	
排水汚染状況測定（濃度）結果証明書・・・・・・別添のとおり	

特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可 及び特定事業の 位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 位置：					
	発生場所・工事名等	前回までの 処分残量 ^{m³}	月 日 ~ 月 日		たい積場所 区分の有無	備 考
搬入量 ^{m³}			搬出量 ^{m³}			
合 計						

特定事業状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日	千葉県	指令第	号の	年 月 日
	許可の期間：	年 月 日	日 ~		
	位置：				
特定事業区域の面積	m ² （うち今回実施済面積		m ² ）		
	（実施済面積		m ² ）		
特定事業に使用される土砂等の量	m ³ （うち今回実施済量		m ³ ）		
	（実施済量		m ³ ）		
発生場所・工事名等	搬入予定 量 m ³	前回累計 量 m ³	今回報告 量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

土砂等管理台帳（一時たい積特定事業）（ 年 月分）

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	千葉県 指令第 号の
特定事業場の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²	使用される土砂等の搬入・搬出量	年間の搬入予定量 m ³ 1日平均 m ³ 年間の搬出予定量 m ³ 1日平均 m ³
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	

発生元事業者名及び住所		工事施工場所		工事現場責任者氏名	
土砂等の発生場所の工事名		搬入土砂等の区分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入契約量	m ³	土砂等搬入期間	年 月 日～ 年 月 日	土砂等運搬契約者名	

日付	搬入量 (m ³)	搬入に係る運搬手段 (該当項目すべてに○印を記入)			特定事業場等への搬出				摘要
		陸上輸送		海上輸送	搬出先	搬出先	搬出先	合計	
		発生場所からの直送	一時的たい積場 〔 〕 を經由	積込地 () 積卸地 () 海上輸送前後は陸上輸送となる。	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
前月までの累計								残()	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計(残)								残()	
累計									

- 注 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 2 年度ごとに閉鎖すること。
 3 摘要の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。
 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

土 砂 等 管 理 台 帳

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	千葉県 指令第 号の
特定事業場の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業区域の面積	㎡	使用される土砂等の量	m ³
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	

（ 年 月分）

発生元事業者名 及び住所		工事施工場所		工事現場 責任者氏名	
土砂等の発生場所 の工事名		搬入土砂等 の区分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入契約量	m ³	土砂等搬入期間	年 月 日～ 年 月 日	土砂運搬契 約者名	

日付	搬入量 (m ³)	発生場所から特定事業場への運搬手段（該当項目すべてに○印を記入）				摘 要
		陸上輸送		海上輸送		
		発生場所からの直送	一時的たい積場を經由		積込地（ ↓ 積卸地（ 海上輸送前後は陸上輸送となる	
			県外たい積場 ()	県内たい積場 ()		
前月 までの 累計						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計 (残)						
累計						

- 注 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 2 年度ごとに閉鎖すること。
 3 摘要の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。
 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

特定事業者

様

売渡・譲渡元事業者

住 所

事業者名

代表者

印

電話番号

（特定事業者名）が千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき特定事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可等を受けている下記の採取場から採取された土砂等であることに相違ありません。

記

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	
認可採取量	m ³
特定事業区域所在地	
売渡し又は譲渡しの土量	m ³
売渡し又は譲渡しの期間	年 月 日 ～ 年 月 日

土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者名

様

発生元事業者

住 所

事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工事施工場所	
発 注 者	
工事施工期間	
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5, 000 m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	（一時たい積特定事業場） 住所 氏名 （埋立て等の事業場） 住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発生場所：

発生元事業者名：

電話番号

2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真・・・別添のとおり

3 土砂等の発生場所の工事名等

4 土砂等の搬入予定量 m^3 うち今回の搬入量 m^3

5 土砂等の搬入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 土砂等の運搬事業者名（すべて記載のこと。）

7 特定事業に係る区分及び場所

区分： 埋立て等 ・ 一時たい積

場所：

8 特定事業の許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

特定事業着手届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

土砂等の埋立て等に着手したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第14条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
着手年月日	年 月 日
土砂等搬入届の提出 年月日	年 月 日

新旧対照表（役員・株主等・使用人）

区分	新		旧	
	役職名・呼称	氏名	役職名・呼称	氏名
役員（許可を受けた者が未成年者で法定代理人が法人の場合）				
役員（許可を受けた者が法人である場合）				
株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）				
規則第四条の二に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）				

注 「株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）」欄は、新たに、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者となった者を「新」に、該当しなくなった者を「旧」に記載すること。

特定事業軽微変更通知書

年 月 日

土地所有者

様

事業者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について、軽微な変更をしたので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条第8項の規定により、次のとおり通知します。

	変更後	変更前
住所（所在地）		
氏名（名称）		
法人の代表者		
法定代理人の氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）		
役員、株主等又は使用人	別紙のとおり	別紙のとおり
現場事務所の位置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量（一時たい積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量）		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設の構造		
変更の理由		

別紙 4

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が法人である場合）

許可を受けた者			
(ふりがな) 氏名	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称		
		男・女	
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額
			割合
		男・女	
規則第 4 条の 2 に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称		
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙3

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が個人である場合）

許可を受けた者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が未成年者の場合）

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

新旧対照表（役員・株主等・使用人）

区分	新		旧	
	役職名・呼称	氏名	役職名・呼称	氏名
役員（許可を受けた者が未成年者で法定代理人が法人の場合）				
役員（許可を受けた者が法人である場合）				
株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）				
規則第四条の二に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）				

注 「株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）」欄は、新たに、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者となった者を「新」に、該当しなくなった者を「旧」に記載すること。

特定事業軽微変更届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について、軽微な変更をしたので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定事業場の位置：

2 特定事業の許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

3 軽微な変更の内容

	変更後	変更前
住所（所在地）		
氏名（名称）		
法人の代表者		
法定代理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）		
役員、株主等又は使用人	別紙1から別紙4のとおり	別紙1から別紙4のとおり
現場事務所の位置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量（一時たい積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量）		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設の構造		
変更の理由		

注1 県の区域内に住所を有しない者の住所又は氏名の変更の場合にあっては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

2 土地所有者への通知書及び許可書の写し並びに位置図及び付近の見取図を添付すること。

3 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）を添付すること。

4 役員、株主等又は使用人の変更の場合は、別紙に記載し、新たに役員、株主等又は使用人になった者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写しを添付すること。

5 その他知事が必要と認める書類又は図面を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名			主たる事務所の所在地	
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日		性別	住 所
	役職名・呼称			
			男・女	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
			割合	
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日		性別	住 所
	役職名・呼称			
			男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

申請者が条例第13条第7項において準用する条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第2面)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）2 申請者が条例第13条第7項において準用する条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面3 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）4 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合にあっては、これらの者の住民票の写し6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し7 特定事業場の位置図及び付近の見取図8 特定事業場の平面図及び断面図（埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。一時たい積特定事業の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）9 特定事業区域の平面図及び断面図（埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。一時たい積特定事業の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）10 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し11 特定事業区域の土地の公図の写し12 特定事業の構造上の基準に適合していることを証する書面13 特定事業区域に係る表土の地質検査を行った地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書14 一時たい積特定事業で土砂等が遮断される構造の場合にあっては、その構造図15 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面16 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図17 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書18 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書19 特定事業が規則別表第四に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面20 特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書21 その他（ ）
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

特定事業変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について変更したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第13条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項 の内容		
変更の理由		

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
			割合	
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

申請者が条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあっては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）2 申請者が条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面3 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）4 申請者が法人である場合にあっては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し7 特定事業場の位置図及び付近の見取図8 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し9 特定事業区域の土地の公図の写し10 特定事業が規則別表第四に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面11 現場責任者であることを証する書面12 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図13 特定事業に使用される土砂等が遮断されない場合は、特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書14 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）15 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）16 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書17 その他
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第2項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の 位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面 のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとおり (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合・・・別添図面 のとおり)		
特定事業に使用される 土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m ³ 年間の搬出予定量 m ³	1日平均 m ³ 1日平均 m ³
特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造・・・別添図面 のとおり		
法定代理人の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、 住所及び代表者の氏名)		
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置・・・別添図面 のとおり		

第四号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第二項）

地質分析（濃度）結果証明書

年 月 日

様

発行番号
 分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 計量証明事業者の登録番号
 環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分）

計量の対象	単位	測定値	定下 限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.003	
全シアン	mg/l			不検出	
有機リン	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
P C B	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	
四塩化炭素	mg/l			0.002	
クロロエチレン	mg/l			0.002	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	

農用地 田に限る	砒素	mg/kg			15	含有 試験
	銅	mg/kg			125	

検体の性状	形状		色		におい	
-------	----	--	---	--	-----	--

備考	発生場所： 発生事業者名： 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地：	工事名： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の

第三号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号
及び第三号並びに第二項）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名

印

連絡先電話

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次の
とおり採取しました。

検体区分及び番号	
報告区分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合の 採取深度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）
結果証明書に記載された番号等を記載すること。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

申請者は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条第1項第1号イからリまで（同条例第21条の3第4項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

条例第12条第1項第1号イからリまでの内容

- | |
|--|
| <p>イ 条例第8条第2項若しくは第3項、第23条又は第25条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>ロ 条例第24条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が条例第24条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 条例第24条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ニ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ホ 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>チ 個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> |
|--|

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の 金額	住 所
			割合	
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所	
			男・女	
規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所	
	役職名・呼称			
		男・女		

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

申請者が条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

(法人である場合)	
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）2 申請者が条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面3 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）4 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し7 特定事業場の位置図及び付近の見取図8 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）9 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）10 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し11 特定事業区域の土地の公図の写し12 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書13 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書14 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面15 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図16 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書17 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書18 特定事業が規則別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面19 現場責任者であることを証する書面20 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書21 その他
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

特定事業許可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の 位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面 のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・ 別添のとおり		
特定事業に使用される土砂 等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m ³ 年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項・・・別紙のとおり		
法定代理人の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、 住所及び代表者の氏名)		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置・・・ 別添図面 のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 ・・・ 別添施工図面 のとおり		

特定事業区域内施工同意書

次の土地における特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の（埋立て等・一時たい積）事業については、異議がないので、その施工に同意します。

また、同意の前提として、特定事業許可申請者から、 年 月 日に事業の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日
権利者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

所在及び地番	地目	地 積 (登記簿)	権利の種類	摘要

特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の一時たい積の

事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 事業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
2 特定事業区域の位置及び面積
3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
4 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
5 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
6 特定事業の期間
7 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
8 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
9 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
10 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業

については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月

日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 事業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
2 特定事業区域の位置及び面積	
3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名	
4 特定事業区域の表土の地質状況	5 特定事業に使用する土砂等の量
6 特定事業の期間	7 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
8 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	
9 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置	
10 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	
11 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項	

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

公共的団体認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者
主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話番号
担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額
- (1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）
- (2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

- 2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為 2 登記事項証明書 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

条 例	規 則	備 考
<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>(平成 九年千葉県条例第 十二号)</p> <p>(改正 平成十三年千葉県条例第 二六号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県条例第 二五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県条例第 五六号)</p> <p>(改正 平成十八年千葉県条例第 二十号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県条例第 十号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県条例第 九十九号)</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第六条)</p> <p>第二章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準(第七条)</p> <p>第三章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第八条・第九条)</p> <p>第四章 特定事業の規制(第十条―第二十六条)</p> <p>第四章の二 特定事業に係る土地所有者の義務(第二十六条の二・第二十六条の三)</p> <p>第五章 雑則(第二十七条―第三十二条)</p> <p>第六章 罰則(第三十三条―第三十六条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 (目的)</p> <p>第一条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民の生活環境を保全することを目的とする。</p>	<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行期日を定める規則</p> <p>(平成九年千葉県規則第八十号)</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号)附則第一項の規定により規則で定める同条例の施行期日は、平成十年一月一日とする。</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則</p> <p>(平成九年千葉県規則第八十一号)</p> <p>(改正 平成十三年千葉県規則第十八号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県規則第十六号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県規則第十八号)</p> <p>(改正 平成十六年千葉県規則第十九号)</p> <p>(改正 平成十六年千葉県規則百三十五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県規則第二十五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県規則第六十七号)</p> <p>(改正 平成十八年千葉県規則第六十号)</p> <p>(改正 平成十九年千葉県規則第八十九号)</p> <p>(改正 平成二十二年千葉県規則第二十五号)</p> <p>(改正 平成二十三年千葉県規則第四十五号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県規則第十七号)</p> <p>(改正 平成二十五年千葉県規則第十九号)</p> <p>(改正 平成二十六年千葉県規則第五十五号)</p> <p>(改正 平成二十九年千葉県規則第二十一号)</p> <p>(改正 平成三十一年千葉県規則第二十六号)</p> <p>(改正 令和二年千葉県規則第六号)</p> <p>(改正 令和二年千葉県規則第五十三号)</p>	<p>・商法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正</p>

(定義)

第二条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。

2 この条例において「特定事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が三千平方メートル以上であるものをいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第四条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- ・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は対象外。
- ・公有水面の埋立ては対象外
- ・原材料のたい積例。
- ・「土質解良プラントでの土砂」「瓦、煉瓦」などの原料となる土
- ・宅地造成事業、ゴルフ場の造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象とならない

(県の責務)

第五条 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するとともに、市町村が行う土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する施策の総合調整に当たるものとする。

2 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、市町村と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(市町村への支援)

第六条 県は、市町村がその地域の実情に応じて、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する施策を十分に行うことができるように、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第二章

土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準
第七条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第三章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(安全基準)

第二条 条例第七条の安全基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目に及び、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

・土壌の汚染に係る環境基準について「平成三年環告四十六」に準ずる。

・措置命令違反は罰則あり、条例第三十三条
・許可事業者には取消し処分あり、条例第二十四条

3 知事は、土砂等の埋立て等により安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第九条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第四章 特定事業の規制

（特定事業の許可）

第十条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

一 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

（公共的団体の範囲）

第三条 条例第十条第一号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

一 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企

・措置命令違反は罰則あり、条例第三十三条
・許可事業者には取消し処分あり、条例第二十四条

・無許可で特定事業を行った者は措置命令、罰則あり、条例第二十三条、第三十三条

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）、千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するた
めに一時的に土砂等のたい積を行う事業

（特定事業に係る土地所有者等の同意）
第十条の二 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第六号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならぬ。

業基盤整備機構
二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に基づき設立された地方住宅供給公社
三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に基づき設立された地方道路公社
四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区
六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定により認可された土地区画整理組合
七 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして知事の認定を受けた者
2 前項第七号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（土地所有者等の同意）
第三条の二 条例第十条の二第一項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第十条の許可の申請が、条例第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（別記第一号様式の二）により、同条第二項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地
使用同意書（別記第一号様式の三）によらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。

（許可の申請）

第十一条 第十条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定事業区域の位置及び面積

三 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名

四 特定事業区域の表土の地質の状況

五 特定事業に使用される土砂等の量

六 特定事業の期間

七 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

八 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

九 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

十 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

十一 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 条例第十条の二第二項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

3 条例第十条の二第二項の規定による同意は、特定事業区域内施工同意書（別記第一号様式の四）によらなければならない。

（許可の申請）

第四条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第二号様式）とする。

2 条例第十一条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）

三 申請者が条例第十二条第一項第一号へに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（条例第十二条第一項第一号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）

四 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

六 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

七 特定事業場の位置図及び付近の見取図

八 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

・他の法令等の許可が必要となる土地（地域）の場合は、その許可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要

・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の同意書が必要

- 九 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
 - 十 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - 十一 特定事業区域の土地の公図の写し
 - 十二 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第七項第二号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式。計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
 - 十三 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
 - 十四 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
 - 十五 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
 - 十六 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - 十七 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
 - 十八 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
 - 十九 現場責任者であることを証する書面
 - 二十 前条第一項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書
 - 二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第十一条第一項第十一号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
 - 二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
 - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の

・事業施工中に災害発生を防ぐために、工事方法、工程が判明できる書類を添付すること
別表四に掲げる行為については、埋立て事業以外に、開発許認可の許可書の写し若しくは申請書の写しが必要

2 前項の規定にかかわらず、第十条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積特定事業」という。）である場合にあつては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造）
- 三 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- 四 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 五 特定事業に供する施設及び特定事業区域（以下「特定事業場」という。）の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 六 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するため必要な措置
- 七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名

4 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

4 条例第十一条第二項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（別記第五号様式）とする。

5 条例第十一条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第二項第一号から第六号までに掲げる書類
 - 二 第二項第七号、第十号、第十一号、第十八号及び第十九号に掲げる書類及び図面
 - 三 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
 - 四 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第二項第十二号に掲げる書類及び図面
 - 五 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となつた場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - 六 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となつた場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - 七 前条第一項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書
 - 八 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第十一条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
 - 二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
 - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名
 - 四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

・他の法令等の許認可が必要な土地（地域）の場合は、その許認可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要

・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の同意書が必要

7 五 特定事業の期間

第二項第十二号及び第五項第四号の特定事業区域の表土の地質検査は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。
 一 地質検査は、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。

三 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(申請の制限)

第十一條の二 第十條の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について三年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第十條の許可を受けようとする者は、第八條第二項若しくは第三項、第二十三條又は第二十五條の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第十二条 知事は、第十条の許可の申請が第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第十条の許可をしてはならない。

一 申請者が次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ 第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

ロ 第二十四条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例(平成七年千葉県条例第四十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第二十四条第一項第三号又は第九号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ハ 第二十四条第一項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとする相当の理由がある者

ホ 千葉県暴力団排除条例(平成二十三年千葉県条例第四号)第二条第三号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

(条例第十二条第一項第一号ト及びチの規則で定める使用人)

第四条の二 条例第十二条第一項第一号ト及びチに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次の各号に掲げるものの代

・暴力団員等の欠格要件は平成二十四年改正から導入

- チ 個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 二 第十条の二に規定する同意を得ていること。
- 三 特定事業が三年以内に完了するものであること。
- 四 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。
- 五 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。
- 六 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- 七 第十一条第一項第八号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
- 八 第十一条第一項第八号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から六月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となつていないこと。
- 九 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- 十 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 知事は、第十条の許可の申請が第十一条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第一号、第二号及び第四号並びに次の各号に適合していると認めるときでなければ、第十条の許可をしてはならない。
- 一 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。

表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（構造上の基準）

第五条 条例第十二条第一項第六号の規則で定める構造上の基準は、別表第二に定めるとおりとする。

- ・ 事務所は仮設物で可能
- ・ 表土が安全基準に適合していない場合は、許可しない
- ・ 一時たい積特定事業の規定
- ・ 事務所は仮設物で可能
- ・ 表土が安全基準に適合していない場合は、許可しない

- 二 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- 三 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
- 四 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 三 第十条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第一項第六号及び第十号並びに前項第二号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

- 第十三条 第十条の許可を受けた者は、第十一条第一項各号又は第十二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十条の二の規定を準用する。
- 二 第十条の許可を受けた者が第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定による命令に従って、当該許可に係る第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 三 第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第十条の二に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容及びその理由
 - 三 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 四 第一項の許可を受けようとする者は、第十条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して一年を超えて申請すること

- 二 条例第十二条第二項第二号の規則で定める構造上の基準は、別表第三に定めるとおりとする

(構造上の基準に係る適用除外)

- 第六条 条例第十二条第三項の規則で定めるものは、別表第四に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

- 第七条 条例第十三条第一項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
 - 二 法定代理人の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
 - 三 条例第十条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更
 - イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員
 - ロ 役員
 - ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
 - 四 現場事務所的位置の変更
 - 五 現場責任者の氏名又は職名の変更
 - 六 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
 - 七 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
 - 八 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
 - 九 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災

- ・ 一時たい積特定事業の構造
- ・ 別表四に掲げる行為については、埋立て事業以外に、開発許認可の許可書の写し若しくは申請書の写しが必要

- ・ 無許可での変更は取消し処分罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

とができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

5 第一項の許可を受けようとする者は、第十条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の十分の二を超えて申請することができない。

6 第一項の許可を受けようとする者は、第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第一項の許可の基準については、前条の規定を準用する。
8 第十条の許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、第十条の二第一項（第一項及び第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならぬ。

害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

2 条例第十三条第三項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（別記第六号様式）とする。

3 条例第十三条第三項の規則で定める書類及び図面は、特定事業に係るものにあつては第一号から第七号まで、一時たい積特定事業に係るものにあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げるものとする。

一 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）

三 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

四 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し

六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

七 第四条第二項第七号から第二十一号まで（第二十号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの

八 第四条第五項第二号から第八号まで（第七号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの

4 条例第十三条第三項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）

二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名

三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に

(許可の条件)

第十四条 第十条の許可（前条第一項及び第二十一条の三第一項の許可を含む。以下この章（次条を除く。）において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第十条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(特定事業の着手の届出)

第十四条の二 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第十五条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付は、これを省略することができる。

一 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名

四 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

5 条例第十三条第八項の規定による知事への届出は特定事業軽微変更届（別記第七号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（別記第七号様式の二）を提出して行わなければならない。ただし、第一項第三号に掲げる者に係る知事が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。

(特定事業の着手の届出)

第七条の二 条例十四条の二の規定による届出は、特定事業着手届（別記第七号様式の三）を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第八条 条例第十五条の規定による届出は、土砂等の量が五千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第八号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第十五条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第九号様式）とする。

3 条例第十五条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調査書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表

- ・届出を怠った者は罰則あり、条例第三十五条
- ・軽微変更の土地所有者へ通知は平成十五年改正で導入
- ・条件違反者は取消し処分あり、条例第二十四条

- ・無届出者は罰則あり、条例第三十五条

- ・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条
- ・搬入届は発生場所ごと、かつ、五千立方メートルごとに提出

二 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

三 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のた積（次条において「一時のたい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

四 その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合。

（土砂等管理台帳の作成等）

第十六条 第十条の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

- 一 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- 二 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時たい積が行われたものである場合は、当該一時たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）
- 三 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の一日当たりの量
- 四 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第十五条第二号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（別記第九号様式の二）とする。

（土砂等管理台帳）

第八条の二 条例第十六条第一項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記第九号様式の三）によるものとする。

2 条例第十六条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- 二 特定事業の許可の番号
- 三 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
- 四 特定事業の許可の期間
- 五 特定事業に使用される土砂等の量
- 六 現場責任者の氏名及び職名
- 七 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
- 八 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- 九 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

- 2 第十条の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
 - 二 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の一日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
 - 三 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 3 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前各項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。

- 3 条例第十六条第二項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積特定事業用）（別記第九号様式の四）によるものとする。
- 4 条例第十六条第二項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項
 - 二 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量
- 5 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第一項各号又は同条第二項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 6 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎年三月末日をもって閉鎖しなければならない。
- 7 条例第二十六条第四項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- 一 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。
- （土砂等の量等の報告）
- 第九条 条例第十六条第三項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごとに当該四月を経過した日から一週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が二月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から一週間以内、特定業を廃止し、

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

(地質検査等の報告)

第十七条 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合)にあつては、当該一時たい積特定事業の特定事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

2 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、知事にその旨を報告しなければならない。

完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(別記第十号様式)を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十六条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一週間以内(特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から一週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時)に、特定事業(一時たい積特定事業)状況報告書(別記第十一号様式)を提出して行わなければならない。

(地質検査)

第十条 条例第十七条第一項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から四月ごと(条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合)にあつては、知事が指定する期日)に、知事の指定する職員の立会の上、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

一 地質検査は、特定事業区域を三千平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の四地点)の土壌について行うこと。

三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第一号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、知事が定めるところにより、第一号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、一試料とすることができる。

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

四 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でありたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

（水質検査）

第十一条 条例第十七条第一項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から四月ごと（条例第二十条第一項の規定による中止の届出、同条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

・一通の搬入届ごとに分類して、たい積している場合は、搬入届の地質分析結果証明書があるので、省略可能

(地質検査等の報告)

第十二条 条例第十七条第一項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごとに当該四月を経過した日から一週間以内(条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が別に指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書(別記第十二号様式)に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
一 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
二 第十条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(別記第三号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(別記第四号様式)
三 第十一条の規定により採取した試料の検査試料採取調書(別記第三号様式)及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(別記第十三号様式。環境計量士の発行したものに限る。)

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一週間以内(条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

・縦覧させなかつた者等には取消し処分あり、条例第二十四条

(関係書類等の縦覧)

第十八条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに第十六条の規定による土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第十九条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(標識)

第十三条 条例第十九条第一項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(別記第十四号様式)とする。

2 条例第十九条第一項に規定する標識の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業の目的
- 三 特定事業場の所在地
- 四 特定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
- 五 特定事業の許可の期間
- 六 特定事業場及び特定事業区域の面積
- 七 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時たい積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
- 八 現場責任者の氏名及び職名
- 九 特定事業場及び特定事業区域の見取図

(特定事業の廃止等)

第二十条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であつて、当該中止をしようとする期間が二月未満であるときは、届け出ることを要しない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(特定事業の廃止等に係る届出)

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届(別記第十五号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- 五 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- 六 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- 七 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

・違反者には取消し処分あり、
条例第二十四条

・規模縮小等により事業面積の減少する廃止は、変更許可は不要

・届出を怠った者には罰則あり、
条例第三十五条

3 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

4 前項の規定による届出があったときは、第十条の許可は、その効力を失う。

5 知事は、第三項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第一項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第二十一条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する二月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第十条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 条例第二十条第三項の規定による届出は、特定事業廃止届（別記第十五号様式の二）を提出して行わなければならない。

(特定事業の完了に係る届出)

第十五条 条例第二十一条第一項の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記第十五号様式の三）を提出して行わなければならない。

2 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業の完了の予定年月日
- 五 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、特定事業完了届（別記第十六号様式）を提出して行わなければならない。

・届出を怠った者には罰則あり、条例第三十五条

・工事の最終段階で、表面を舗装、元々あった表土で被覆等の措置を講ずる場合は、その前に完了届を出し、確認を受けること

(特定事業の終了等)

- 第二十一条の二 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の二月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならぬ。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。
- 3 第十条の許可を受けた者は、第一項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該特定事業について、第一項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

- 第二十一条の三 第十条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十条の二の規定を準用する。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第十条の二に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(特定事業の終了に係る届出)

- 第十五条の二 条例第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定事業終了事前届(別記第十六号様式の二)を提出して行わなければならない。
- 2 条例第二十一条の二第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造
- 3 条例第二十一条の二第三項の規定による届出は、特定事業終了届(別記第十六号様式の三)を提出して行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

- 第十五条の三 条例第二十一条の三第二項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(別記第十六号様式の四)とする。
- 2 条例第二十一条の三第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)
- 二 申請者が条例第二十一条の三第四項において準用する条例第

・届出を怠つた者には罰則あり、条例第三十五条

・無許可での譲受けは取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 申請者が第十二条第一項第一号へに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）
- 四 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）
 - 三 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）
 - 四 申請者が法人である場合にあっては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 七 特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - 八 現場責任者であることを証する書面
 - 九 その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第二十一条の三第二項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
 - 二 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
 - 三 特定事業場の位置
 - 四 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
 - 五 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
 - 六 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
 - 七 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
 - 八 現場責任者の氏名及び職名
 - 九 譲受けの理由

- 3 第一項の許可を受けようとする者は、第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。
- 4 第一項の許可の基準については、第十二条の規定（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）を準用する。
- 5 第一項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第十条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を継承する。

(相続等)

- 2 前項の規定により第十条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出るとともに、第十条の第二項（第十三条第一項及び前条第一項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

(措置命令)

- 23 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第十条の許可を受けた者（第十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(相続等の届出)

第十六条 条例第二十二条第二項の規定による知事への届出は特定事業相続等届（別記第十七号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（別記第十七号様式の二）を提出して行わなければならない。

- ・届出を怠った者には罰則あり、条例第三十五条
- ・命令違反者には取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

2 知事は、第十条又は第十三条第一項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十四条 知事は、第十条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 二 不正の手段により第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可を受けたとき。
 - 三 第十条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き一年以上行っていないとき。
 - 四 第十二条第一項第一号若しくはりに該当するに至ったとき又は第十条の許可を受けた当時第十二条第一項第一号若しくはりに該当していたことが判明したとき。
 - 五 第十二条第一項第一号へからちまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき又は第十条の許可を受けた当時第十二条第一項第一号へからちまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当していたことが判明したとき。
 - 六 第十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - 七 第十四条の条件に違反したとき。
 - 八 第十五条から第十九条までの規定に違反したとき。
 - 九 第二十二条第一項の規定により第十条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第十二条第一項第一号イからイまでのいずれかに該当するとき。
 - 十 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により第十条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第一項又は第二項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に

・ 命令違反者には取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

・ 命令違反者には罰則あり、条例第三十三条

・ 汚染土砂使用に対する停止、保全、撤去命令違反
・ 変更許可違反
・ 許可条件違反
・ 土砂等搬入届、土砂等管理台帳作成、地質等の検査報告、縦覧、標識掲示等の違反

使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第二十五条 知事は、第二十条第六項、第二十一条第五項、第二十一条の二第五項又は前条第二項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第二十六条 第十条の許可を受けた者は、当該特定事業について第二十条第三項の規定による廃止の届出、第二十一条第三項の規定による完了の届出若しくは第二十一条の二第三項の規定による終了の届出をした日又は第二十四条第一項の規定による第十条の許可の取消しの通知を受けた日から三年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第四項において同じ。）の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第三十五条第二号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 第十条の許可を受けた者は、第十六条に規定する土砂等管理台帳を同条第一項又は第二項の規定による閉鎖後三年間保存しなければならない。

4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第三十四条第四号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

・廃止、完了、終了、取消し後にも措置命令がかかる
・命令違反者は罰則あり、条例第三十三条

・違反者は罰則あり、条例第三十五条

第四章の二 特定事業に係る土地所有者の義務

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第二十六条の二 土地の所有者は、第十条の二第一項（第十三条第一項及び第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあつては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第十一条第一項第一号から第十号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては同条第二項第一号から第六号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第十条の二第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第十条の二第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第二十六条の三 知事は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第八条第三項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなつた土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第二十三条第一項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に対し、当該

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第十六条の二 条例第二十六条の二第二項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月一回以上、当該施工の状況が同意に当たつて確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

・命令違反者に罰則あり、
条例第三十三条

・命令違反者に罰則あり、
条例第三十三条

特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第二十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第二十八条の二 知事は、第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可をしようとするときは、第十二条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由（同号ホからチまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号ホに係るものに限る。以下同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第二十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第十二条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(身分を示す証明書)

第十七条 条例第二十八条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十八号様式）とする。

・立入検査を拒むものは罰則あり、条例第三十四条

(知事への意見)
第二十八条の三 千葉県警察本部長は、特定事業を行う者について、第十二条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該特定事業を行う者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(手数料)
第二十九条 第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(市町村との関係)

第三十条 市町村がその地域の実情に応じて独自に土砂等の埋立て等に対する施策を講じ、又は講じようとする場合にあっては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定(第五条及び第六条を除く。以下この条において同じ。)の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があったときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。

3 前項の告示があったときは、この条例の規定は、同項に規定する日から当該市町村の区域においては、適用しない。

4 前項の規定によりこの条例の規定が適用されなくなった市町村の区域において現に第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の規定により許可を受けて行われている特定事業については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

第三十一条 削除

(条例の規定の適用除外の申出)
第十八条 条例第三十条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書(別記第十九号様式)を知事に提出して行わなければならない。

・千葉県証紙により納入

・当該市町村に申請すること
(千葉市、銚子市、船橋市、木更津市、成田市、野田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、君津市、富津市、四街道市、八街市、印西市、匝瑳市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、大多喜町、鋸南町 令和三年四月一日現在)

(委任)

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(書類等の提出)

第十九条 条例第十一条第一項及び第二項の規定による申請、条例第十三条第三項の規定による変更許可申請、条例第二十一条の第三項の規定による譲受け許可申請、条例第十三条第八項、条例第十四条の二、条例第十五条、条例第二十条第一項及び第三項、条例第二十一条第一項及び第三項、条例第二十一条の二第一項及び第三項並びに条例第二十二條第二項の規定による届出並びに条例第十六条第三項及び条例第十七条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、三部（特定事業区域の面積が一万平方米メートル以上である場合にあつては、四部）とする。ただし、特定事業区域が二以上の市町村の区域に存する場合にあつては、当該市町村の数に二（特定事業区域の面積が一万平方米メートル以上である場合にあつては、三）を加えた部数とする。

(関係書類等の保存)

第二十条 第八条の二第三項及び第四項の規定は、条例第二十六条第二項に規定する書類及び図面の写しの保存について準用する。この場合において、第八条の二第三項中「土砂等管理台帳」とあるのは「書類及び図面の写し」と読み替えるものとする。

第六章 罰則

(罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項若しくは第三項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十六条の第三項若しくは第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の規定に違反して特定事業を行った者

- ・安全基準不適合土砂等による埋立て等に対する命令違反
- ・災害防止緊急措置命令、無許可者撤去命令、事業停止及び取消し命令、廃止等に伴う義務違反者の措置命令の違反
- ・無許可、変更無許可、譲受け無許可の者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第十六条第三項、第十七条第一項若しくは第二項又は第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十六条第三項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- 五 第二十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第八項、第十四条の二、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項又は第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十六条第一項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

・ 土砂等搬入届を怠った者

・ 土砂等管理台帳作成及び報告を怠った者

・ 土砂等の量及び地質検査の報告、安全基準不適合土砂等の報告、その他の報告を怠った者

・ 立入検査を妨害した者

・ 軽微変更の届、着手届、廃止の届、完了の届、終了の届、相続等の届を怠った者

・ 書類の保存を怠った者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成九年十月規則第八十号で、同十年一月一日から施行）
ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して六月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に第十条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 第七条第一項の規定により規則で定めようとする場合については、知事は、この条例の施行の日前においても千葉県環境審議会の意見を聴くことができる。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

4 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第二中千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）に基づくものの項の次に次のように加える。
（次のよう略）

附 則（平成十三年二月二十三日条例第二十六号）
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第二十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は公布の日から、第五条、第六条、第三十条及び第三十一条の改正規定は平成十五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十条又は第十三条第一項の規定による許可（以下「既許可」という。）を受けている者は、それぞれ改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十年一月一日から施行する。
（使用料及び手数料規則の一部改正）
使用料及び手数料規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

（経過措置）

2 この規則は、平成十三年三月二日規則第十八号）
別表五中第三十七号の十二の次に次の二号を加える。
三十七の十三 特定事業許可申請手数料
三十七の十四 特定事業変更許可申請手数料
附 則（平成十三年三月二日規則第十八号）
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定、第十一条の改正規定（「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分に限る。）及び別表第一の改正規定公布の日

二 第十条の改正規定及び第十一条の改正規定（「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分を除く。） 平成十三年五月一日
三 別表第四の改正規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日

附 則（平成十五年三月七日規則第十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条の規定による適用除外申出書の提出期限については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 前項の規定により適用除外申出書の提出を行う場合の改正後の規則の規定の適用については、第十八条中「一月前」とあるのは「二十日前」と、別記第十九号様式中「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第三十条第一項の規定により、同条例」とあるのは「千葉県土砂等の埋立て

第十條又は第十三條第一項の規定による許可を受けた者とみなす。

3 改正後の条例第十四條の二の規定は、この条例の施行の際現に既許可を受けている者で当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しているものについては、適用しない。

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第二十二條第一項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であつて同條第二項の規定による届出をしていないものについては、改正後の条例第二十一條の三及び第二十二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 改正後の条例第四章の二の規定は、施行日前にされた既許可に係る特定事業については、適用しない。

6 改正後の条例第三十條第一項の規定による申出及び同條第二項の規定による告示は、平成十五年四月一日前においても行うことができる。

7 （使用料及び手数料条例の一部改正）
（使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
別表第二（第三條第二項）

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二條）に基づくもの	特定事業許可申請手数料	一件につき	四万八千円
	特定事業変更許可申請手数料	一件につき	二万八千円
	特定事業譲受け許可申請手数料	一件につき	二万八千円

附則（平成十七年七月二十二日条例第五十六号）
この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月三十日条例第二十号）
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月二十三日条例第十号）
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年十二月二十一日条例第九十九号）
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年千葉県条例第二十五号）附則第六項の規定により、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例」とする。
附則（平成十五年八月二十九日規則第一百十八号）
（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十七條の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十七條の規定により発行されたものとみなす。

3 改正後の規則別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等を使用された土砂等については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十條の許可（条例第十三條第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五條の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするものについて、施行日以降に条例第十五條の規定による届出を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日以前に同条の規定による証明があつたとき（施行日前に、同條第一号若しくは第四号の規定による承認

・千葉県証紙により納入

又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十條第五項、条例第二十一條第四項及び条例第二十一條の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則（平成十六年三月二十三日規則第十九号）
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三條第一項第一号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める改正規定は公布の日から、同号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める改正規定は平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成十六年六月一日規則第百三十五号）
この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成十七年三月七日規則第二十五号）
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則（平成十七年十月二十五日規則第百六十七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月三十一日規則第六十号）
1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第九條第一項、第十條第一項各号列記以外の部分、第十一條第一項及び第十二條第一項各号列記以外の部分の改正規定は、同年六月一

日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。)の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号)第十條の許可を受けている者が、この規則の施行の日以後最初に行わなければならない当該許可に係る千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第九條第一項の土砂等の量等の報告、第十條第一項の地質検査、第十一條第一項の水質検査及び第十二條第一項の地質検査等の報告については、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年九月二十八日規則第八十九号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十一日規則第二十五号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日規則第四十五号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十三日規則第十七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三條第一項第一号の改正規定、別表第一セレンの項及びほう素の項の改正規定並びに別記第四号様式及び第十三号様式の改正規定は公布の日から、同表の備考に加える改正規定は同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(別記第四号様式及び第十三号様式を除く。)の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月八日規則第十九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年九月三十日規則第五十五号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四第十八号及び第十九号の改正規定（公布の日

二 別表第四の改正規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）

平成二十七年四月二日

三 別表第四第二号の改正規定（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成二十九年九月三十日までのものに限る。）を行う場

合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があつたとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際既に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則（平成三十一年三月二十九日規則第二十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際既に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該

届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成三十一年九月三十日までのものに限る。）を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があつたとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和二年二月十八日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月二十五日規則第五十三号）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
（施行期日）
（経過措置）

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌

の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前二項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、第二十条第五項、第二十一条第四項及び第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年四月二十八日規則第三十九号）
（施行期日）

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。
（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第四第十三号に掲げる行為とみなす。

附 則（令和五年五月二十三日規則第四十一号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日規則第 号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一 (第二条)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二(以下「規格」という。)五十五・二、五十五・三又は五十五・四に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法(規格三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。)又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
有機 ^り 燐 ^ん	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうち、ガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法)
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	規格六十五・二(規格六十五・二・七を除く。)に定める方法
砒 ^ひ 素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、埋立等用として供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料一キログラムにつき十五ミリグラム未満	検液中濃度に係るものについては規格六十一に定める方法、農用地に係るものについては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和五十年総理府令第三十一号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	埋立等用の供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和四十七年総理府令第六十六号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法

クロロエチレン(別名塩化ビニルモノマ)	下液 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
ジクロロエタン	下液 一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
ジクロロエチレン	下液 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
ジクロロエチレン	下液 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	システムにあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
トリクロロエタン	下液 一リットルにつき一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエタン	下液 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	下液 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	下液 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロプロペン	下液 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	下液 一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	下液 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	下液 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	下液 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	下液 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法

ふつ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一（規格三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一・一c)に定める方法及び昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
ン・四―ジオキサ	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法

備考

一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

二 公共事業（条例第十、条第一号に規定する公共事業をいう。）のうち知事が別に定め種類別の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、検液事前知事の承認を受け、受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふつ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液一リットルにつき0.03ミリグラム、二・四ミリグラム及び三ミリグラムとする。

三 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

四 有機リン（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。

五 六価クロムの項目について、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K〇一七〇―一七の七に定める操作を行うものとする。

六 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

七 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

イ 規格三十四・四に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及びトリウム十グラムを溶かした溶液として、水約二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇―一六の六図に注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

ロ 規格三十四・一・一に定める方法にあつては注(2)第三文及び規格三十四の備考一を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるとする。

別表第三（第五条第二項） 一時たい積特定事業の場合の構造基準

一 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該下欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

五千平方メートル未満	四メートル以上
五千平方メートル以上一ヘクタール未満	六メートル以上
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	十メートル以上
三ヘクタール以上五ヘクタール未満	十四メートル以上
五ヘクタール以上十ヘクタール未満	十八メートル以上
十ヘクタール以上十五ヘクタール未満	二十四メートル以上
十五ヘクタール以上二十ヘクタール未満	二十七メートル以上
二十ヘクタール以上	三十メートル以上

二 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が五メートル以下であること。

三 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上のこう配であること。

別表第四（第六条） 構造等については、以下の法令等の許認可等が優先する。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づく土地改良事業
- 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可（同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
- 五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第三十四条第二項及び第四十四条において準用する第三十四条第二項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 七 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第三十二条第一項の規定による道路の占用の許可及び同法第九十一条第一項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく土地区画整理事業及び同法第七十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 十 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 十一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の規定による特別地域内及び第二十一条第三項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 十二 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為

- 十四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 十五 都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可を要する開発行為
- 十六 都市再開発法（昭和三十九年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業及び同法第六十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 十八 農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十九年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 十九 都市緑地法（昭和三十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 二十 生産緑地法（昭和三十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和三十九年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 二十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 二十三 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 二十四 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 二十五 千葉県自然環境保全条例（昭和三十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 二十六 千葉県港湾管理条例（昭和三十九年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為